

滝村隆一著『国家論大綱第一卷』(上・下)

(勁草書房、二〇〇三年五月一〇日〈上〉・七月一〇日〈下〉) 発行 本体各八五〇〇円十税)

青山文久

はじめに

一九九六年一〇月に『ニッポン政治の解体学』(時事通信社)を刊行した後、六年半以上の長きにわたって著書の公刊が途絶していた、政治学者の滝村隆一が久方ぶりに著書を版行した。その著作こそ、本当にわれわれが待ちに待っていた『国家論大綱』第一巻である。

滝村は『試行』七三号(一九九五年五月)から『国家論大綱』の連載を始めたが、その『国家論大綱(一)』の附記にはこうある。「本作業(『国家論大綱』発表・掲載のこと―青山註)は、六七年に『二重権力論』を発表して以来、三〇年近い理論的追求の諸成果の、現時点における、学的な集成をめざしたもので」あるが、「著作としての完成稿には程遠い第一次草稿のまま、そっくり投げ出すことにした」。それは「いつまでものんびりとしていられなくなった、私自身の事情からである」(一五九頁)。しかし、『試行』は七四号(一九九七年一月)で終刊となり、私たちは『国家論大綱(二)』(『試行』七四号)を最後に氏の学的作業に接することができなくなったのである。以降、滝村の「作業」は体系的な書き下ろし著作『国家論大綱』の執筆へと形を変えたわけであり、われわれは著書の完成と刊行をひたすら待ちわびたのである。

本書の「はじめに」で、『国家論大綱』は「当初の予定では、第一巻に権力と国家の基礎理論、第二巻は歴史的國家の理論的解明、そして第三巻に権力論・國家論の学説の解体」という三巻構成であったことがわかる。ところが、滝村が執筆開始後「すぐに大きく健康を害し」たため、「第二巻、第三巻の執筆・完成は、断念するはかなくなり」、「第一巻のなかに、本来なら第三巻で本格的に展開

すべき、世界史の代表的な諸学説を解体した部分を可能なかぎり、各章ないし各項目ごとに付加し挿入することとした」のである。「そこで当然にも第一巻の総分量は、第一巻と第三巻を併せたものとなった」(上四頁)。本書一巻が上・下二冊の大冊になったのはこのような事情があつたのである。

さて、本書をどのように書評したらよいであろうか。本来なら、「権力と國家の基礎理論」と「権力論・國家論の学説の解体」という二つの部分をとくに書評の対象にすべきであろう。しかし、「学説の解体」はあくまでも完成された「権力と國家の基礎理論」を前提とする。だから、私の書評という作業は直接には「権力と國家の基礎理論」を主な対象とすることに限定したい。もちろん、この作業に資すると判断される限りでは「権力論・國家論の学説の解体」部分にもいささか言及することがあるかもしれないが、基本的には「権力と國家の基礎理論」部分についての書評が以下になされると諒解して欲しい。

〈体系〉という方法について

(一) 体系について

本書は徹底的に体系的な書物である。政治学の核心となる学説的國家論を徹頭徹尾体系的に展開したものである。それは、ヘーゲルとそれを継承したマルクスの学的・理論的方法を受け継いでいる。ヘーゲルは『精神現象学』で「真なるもの(真理)は全体である」(1)、「真なるものは体系としてのみ現実的である」(2)と述べた。すなわち、学的体系においては、個々の知は(端緒(始元)から論理的に展

開され、知の総体のうちに位置づけられたうえで、体系全体の契機として叙述されなければならぬとしたのである。マルクスはこのヘーゲルの方法を唯物論的に改作しながらも全面的に継承した。『資本論』の学的構成は商品論を論理的端緒にしながら、商品―貨幣―資本という論理的展開を示すのである。ここで注意しなければならぬことは、ヘーゲル―マルクスの方法にたつきがり、体系を構成する諸契機としての個々の知が真であるか否かは、即物経験論的に検証することはできないということである。あくまでも、体系全体との統一的な論理的関連において、それが適切に位置づけられているかどうかの問題なのである。

このようなヘーゲル―マルクスの学的体系構成方法の、さらに根底をなす立脚点については、滝村はそれをヘーゲルに即して「『事物の本質の認識は、現象それ自体ではなく、その背後に内在する一般性、つまりは内在的な論理的関連を、把握することによって可能になる』」という発想であると指摘している（上三三二頁）。滝村のみるところ、この発想はヘーゲル、マルクス以後だれによつても継承されなかった。自然科学の即物経験論の実証主義を受容して「社会的現象」の学的追究をなそうとする立場が、社会的諸学における主流になったからである。ここでは、社会的事象の「内的連関」ではなく、もっぱら事象の「直接的連関」の追究が行われることになる。そうなると、対象の実体的・機能的諸要素・諸側面としてあらわれる、現象論的レヴェルでのさまざまな個別性・特殊性に即した諸「経験法則」が相互に何の論理的関連をもたないまま投げ出されることになる。滝村はかかる欠陥と錯誤の典型例としてマックス・ヴェーバーの「支配の社会学」を挙げている（上三三二頁）。ヘーゲル―マルクスの方法は、この対象の実体的・機能的諸要素の、直接は目に見ることのできない、背後に潜む内的論理構造を統一的に把握し、体系的に叙述しようとするものなのである。滝村がいかにかかる方法を継承し、国家論の体系化という実地においてどのような適用しえているかは、以下の筆者の論述によつて明らかにする。

いくはずである。

（二）学的国家論の始元「端緒」と方法としての「世界史」の発展史観

さて、本書で滝村は何を「始元「端緒」」としているのだろうか。「権力」概念がそれである。なぜか。ここで、滝村の把持する「方法としての「世界史」の発展史観」を取り上げなくてはならない。「方法としての「世界史」の発展史観」とは何か。

この方法的発想は、人間社会全体にかかわる社会的事象を、何よりも統一的な社会が形成された「近代」に収斂される「世界史的」発展過程において大きく取り上げようとするものである。滝村はこの方法的発想を、社会現象の学的・理論的解明に不可欠な社会科学の一般的方法として開拓したのである。いうまでもなく、かかる方法はヘーゲルとマルクスの方法的発想の継承・発展であった。

いかなる意味で「世界史」の発展史観は社会科学の方法たりえるのだろうか。以下、滝村の説明を祖述する。まず、社会的事象はすべてそれ自体は個別歴史的事象としてのみ存在しているということである。したがって、社会的事象に対する一般的な理論的解明は、直接には個別歴史的事象を正面にすえてなされなければならない。しかし、いかなる個別歴史をどのように扱えばよいのだろうか。当該社会的事象（たとえば国家などの）が人類史上初めて出現する原始的な社会を取り上げればよいのだろうか。また、その原始的社会はたまたま目に留まったある特定の歴史的社会で構わないのであるか。そうではない。個別歴史を、そのまま学的追究の対象として扱ってしまったら、その個別歴史のもっている特殊性・個別性あるいは社会的事象としての未熟性に大きくとらわれた理論化をしようことになる。では、どうすればよいのか。まず、当該個別歴史的社会を、そのさまざまな特殊性・個別性にもかかわらず、大きく論理的に把握することによって、「世界史的」的な意味での「社会構成」として再構成することである。そうやって、人間社会の歴史

的發展を大きく巨視的に鳥瞰し、社会的諸事象を（アジア的）↓（古典古代的）↓（中世的）↓（近代的）という（世界史的）な發展過程において取り上げることである。それは、（近代）社会が最も發展した社会であり、経済・政治といった社会的事象「諸契機」が、（近代）においてこそ、その本来的な性格に見合った形で發展・分化するという根本発想にもとづく。（近代社会）が最も發展した社会であり、社会の諸契機が最も發展・分化しているからこそ、近代以降の社会的事象は、社会に内在する諸法則を発見し、抽出してこれを一般的な理論ないし法則として定立するには、最も見やすく最適な形で現前に展開していると考えるのである。また、そうやって、当該社会的事象の本質を、それが十分に開花・發展した段階に即して把握できれば、近代以前の未發展な段階の社会的事象の特質は、（近代）との対比において大きく浮き彫りにすることができる。いわば、応用問題的に解明できるということである（下三一九―三三七頁）。

こうしていえることは、国家論を論理的に構成し展開するためには、完成的に發展した（近代）以降の国家的支配に即しての統一的な内的仕組みと連関、つまりは内的論理構造の把握が前提になるということである。それでは、（国家）の特質をその内定な仕組みと連関のトータルな論理的再現という形で大きく浮かび上がらせられる、論理的な出発点としての（端緒（始元））には何がふさわしいのか。滝村の解答を見ていこう。

まずは、（国家）・（国家権力）を最も發展した、社会的な組織的権力として把握することである。（国家権力）以外の社会的権力には（三権的分化）は見られない。また、（国家権力）以外の社会的権力は（内部的支配）を本来的なあり方にしていて、（外部的支配）は全く貫徹しえない（（国家権力）は内部的・外部的支配がともに貫徹する。というより外部的支配を実現し貫徹させるために内部的支配がある）。つまり、（国家権力）こそ最も發展した権力なのである。だから、（権力）概念の確定には、（国家・国家権力）の組織的権力としての一般性の把握が当然ながら実質的な前提になる。最も發展

し、権力の本来的な特質が全面的に開花したものである国家・国家権力を取り上げずに（権力）の本質的把握は不可能だからである。それゆえ、（端緒（始元））は（権力）（権力一般論）である。権力一般論を論理的前提として初めて、社会的な権力としての（国家）の最高度の發展性、その特異性を正確かつ体系的な形で提示できるからである（下四六三頁）。さて、以下では本書の体系構成を順を追って解析していく。

総説 権力とは何か？「権力論」

第一篇 権力の本質

ここでは滝村がその学的出发点ですでに把持していた、規範論にもとづく権力本質論があらためて展開される。（権力）とは観念的に対象化された意志としての（規範）にもとづいた観念的な支配力である。そこでは（規範としての意志）に諸個人がその独自の意志を服従させる意志の支配＝服従関係が成立している。

第二篇 組織的権力の構成と形態

① 組織的権力とは

本書は国家・国家権力という組織的権力の最高度に發展したものを学的に追究するわけであるから、まず、最初に最も一般的なレヴェルでの組織的権力が取り上げられる。（組織）とは規範にもとづいて結集し構成された特殊な人間集団であると滝村は規定する。いかえれば、規範としての意志に服従した諸個人を、他のそれと区別された特殊的集団として把握したものが組織なのである。

では、諸個人はなぜ（組織的）に結集するのだろうか。つまり、（組織的）構成存立の意義と根拠はどこにあるのだろうか。滝村によると、それは組織としての（単一の意志）の下へ組織構成員を結集す

ることによつて、倍加された集団力の獲得を可能にすることである。その集団力（社会的諸力）獲得の目的には、物的財貨の生産と獲得、軍事行動、もしくは巨大な土木建築事業などあらゆることが考えられる。ところで、諸個人を結集するためには当然ながら「指揮・監督」という専門的活動が必要となる。「組織―内―分業」としての指揮中枢（指導部）の形成である。そして、この「組織―内―分業」は、二つの方向から進展していく。一つは、指導部を軸とした指揮・命令系統の専門的諸機関としての階層的分化である。そしてもう一つは、当該組織の目的実現のために、諸個人を各種の専門的な諸機関に分散的に配置する形をとつた、多様な専門的諸機関としての分化である。かくて、「集団力」の創出とは分業の導入を基礎とする倍加された社会的諸力の獲得であるといふことができるのである。

ここで、組織の「支配力」という問題についての滝村の極めて重みのある説明を取り上げなくてはならない。それは「内部的支配力」と「外部的支配力」である。まずは、「内部的支配力」から。諸個人が規範に服従して「組織」に結集している場合、「組織」内部において「権力関係」（意志の支配＝服従関係）が完全に実現しているわけである。いいかえれば、規範としての意志の支配が完全に貫徹している（逆にいうと、貫徹していなければ権力とはいえない）。典型的な社会的権力は、このような組織における「内部的支配力」という形であらわれるのである。つぎに「組織」の「外部的支配力」とは組織の外部的意志（組織の外部にむかつて押し出される組織的意志）の支配力である。組織の外部的意志には、規範としての意志の貫徹力はない。当該組織の外部的意志が、その組織に属さない諸個人や他の組織にたいしてどの程度の規制と拘束力をもてるかは、その組織の社会内における他の諸組織との力関係いかんで決まってくるからである。だから、「外部的支配力」は一般的にはむしろ「影響力」というものに近いのである。

ついで、滝村は国家権力の特殊性についてふれる。国家論の端緒たる権力論の場において、国家についての言及があるのは、先述し

たように最も発展した権力である国家を抜きにしては「権力」は論じられないからである。国家権力の特殊性は以下の点にある。すなわち、国家権力はそれ自体が組織的規範にもとづく「内部的支配」を確立しているが、同時に社会を構成しているすべての諸個人・諸組織への「外部的支配力」を貫徹させているのである。「内部的支配力」を完全に実現させることはできるが、「外部的支配力」に関してはきわめて限定的なものにすぎない通常の「社会的権力」との大きな違いである。国家権力の「国内主権」という法制的観念は、この国家権力の当該社会に対する「外部的支配力」の貫徹のことを意味している。

② 権力形態

滝村は「第一篇」の最後（第4章）で権力形態の問題を取り上げる。権力形態とは組織的権力の制度的な編成形態を、とくに規範としての「組織的」意志決定形態に焦点を絞つて取り上げたものである。滝村はすでに「ラスウェルと丸山政治学」（勁草書房、一九八四年）、「ヴェーバーと丸山政治学」（勁草書房、一九八七年）において国家権力に即した形で「権力形態」の問題を十二分に論じている。ここではそれらをふまえて、一般的な「権力形態」論が展開されることになる。

まず、権力形態には論理的にみて二つの形態しかないということが指摘される。一つは、諸個人が規範としての意志決定に直接・間接に関与し参画できる形態である「民主主義」。もう一つは、ごく少数者が意志決定を独占的に掌握して、諸個人が意志決定に参画できない形態である「専制」。そして、この「専制」には二種類がある。単一者がすべてを裁可・決定する「親裁」体制と、数人の有力者による合議制のもとにある「寡頭専制」である。

ここで滝村は多くの心情的民主主義者の気持ちをいささか逆撫でするようなことをいう。あらゆる政治的・社会的・思想的・文化的な組織的意志決定は、ごく小規模な道案・趣味組織でないかぎり、

究極的には一人支配に収斂されるへ専制的な意志決定形態をとらざるをえない強度の一般的傾向性をもっているというのである。なぜか。組織的意志決定においては迅速な機動性と柔軟性、機密性、計画性と政策的な一貫性などが要求されるからである。これに関連して、国家についても論及される。近代以前の国家はすべてへ専制的に構成されているということ、それに対して近代以降の国家が初めて例外的にへ民主的の形態をとるようになるということが主張される。なぜそうなるのかの解明は、本書の体系全体を通してなされるので、筆者としても、詳しくは後述することにして、ここでは指摘だけにとどめておく。

第三篇 権力と暴力

ここでは、暴力(Gewalt)とは何か明らかにされたうえで、外的諸関係のなかの権力と暴力の関連が究明されていく。注目すべきは、ここでへ国家へにおける二段階Gewalt形成が取り上げられていることである。この問題についてもふれざるをえないであろう。

いうまでもなく暴力それ自体は、人間主体「個人であれ諸個人としての組織や社会であれ」に対して破壊的に作用する物理的な力である。しかし、本書で取り上げられるのは、組織的な権力(社会的な権力関係)において必然化するGewaltである。組織的権力におけるGewaltは、内部の構成諸個人に対してであれ、外部の諸組織に向かつてであれ、規範としての組織的意志を確実に貫徹させるための物理的な強制・脅迫・抹殺手段として存在する。では、この組織的権力においてGewaltが成立する契機と前提は何であろうか。

組織としてのGewaltが成立するにあたっては、組織それ自体の存亡と興廃に直接かわるような現実的な契機がある。それは、当該組織と対立・競合する他の組織との関係が、へ戦争へ状態にまで立ち至ることである。こうして、組織構成員全体の武装による、軍事的組織化という形でGewaltとしての組織が成立する。へ戦争へ状

態へと突き進む特殊な歴史的・社会的条件には二つある。一つは、統一国家的秩序が弛緩ないし崩壊した政治的混乱状態のなか、政治的・宗教的組織あるいは犯罪集団が軍事的組織化したうえで相互に抗争しあうという場合である。いま一つは、交通諸関係の一定の歴史的進展のなかで、都市・村落を拠点とした地域社会がへ国家へとして構成され、相互に抗争しあう場合である。

滝村はついで組織的Gewalt形成のへ二つの段階へ論を提示する。第一段階とは、当該組織それ自体の抹殺と消滅を招来しかねないへ戦争状態へを契機として、組織の全構成員が直接武装するというへGewaltとしての組織への成立である。ここでは、へ組織へ自体がその組織的意志を外部(他の組織)に対して押しつけるための物理的強制組織として現出しているわけである。したがって、Gewalt「暴力」はMacht「権力」の現象形態である。第二段階とは、他組織とのへ戦争へ状態、もしくはへ戦争へに転化しかねないような敵対状況のなか、当該組織体を存続・維持させるために内部のへ敵へ、すなわち組織内部の外敵への内通者・敵のスパイを探索・追及・拘束・処罰するための特殊な機関(組織内部へ向かったGewalt)の成立である。

滝村は初期の『マルクス主義国家論』(三書房、一九七一年)において、へ共同体―即―国家へとへ共同体―内―国家へという概念を提出し、歴史的な国家の生成を、他共同体に対して排他的・抑圧的なMachtとして押し出される「国家としてのへ共同体」(共同体―即―国家)生成として把握する必要をと考えた。本書において、国家・国家権力の歴史的起源の問題は、「本論 国家とは何か?」「一般的国家論」中の第四章で詳細に検討されているが、Gewalt論に関連する形でこの第三篇でも言及される。すなわち、「国家へ組織の場合、この二段階的Gewalt形成は、へ国家への歴史的形成の一般的な運動法則と、見事に対応している」(上二六〇頁)。へ国家への歴史的形成は、まず戦争を契機とする軍事的な組織化、つまりはへ外

れが国家の歴史的形成の第一段階)。ついで、内外危難への社会の国家的構成と組織化を指揮・先導する(国家権力)の形成と組織的發展が必然化するのである(これが国家の歴史的形成の第二段階)。

第四篇 権力主体をめぐる観念的諸契機

本篇ではさまざまな興味深い観念的事象(面目・名譽・威信)へ支配者・神話(大義名分)など)についての滝村による鮮やかな解明が見られるのであるが、その一々に論及することは本稿をいたずらに長大なものにしかねないゆえ、「本論 国家とは何か?」「一般的国家論」と最も深く関連する事柄のみを取り上げることにする。

① 〈政治的利害〉とは

「第6章 〈観念的利害〉とは何か?」では〈政治的利害〉の本質が解明されている。本書の「序論 〈政治〉とは何か、についての予備的考察」とあわせてここで、滝村の〈政治〉特質論をまとめておこう。まず、〈政治的事象〉は経済的事象とは大きく異なり、対象が他と明瞭に区別される実体的に独立した形では存在しないということである。そうではなく、経済的・文化的などすべての社会的事象が、国家的支配に直接抵触するなどして、社会全体(≡統一社会的)という契機を繰り込んだとき、それは政治的事象になってしまうのである。なぜそうなるかといえは、それは〈政治的事象〉が、特殊に観念的事象だからである。諸個人は社会的な諸関係のなかで、現実的な不可避の必要に迫られて、そのような〈観念〉を創出してしまふのである。さらに、滝村は論を進める。権力現象において、社会的諸個人の日々の〈経済的利害〉と大きく質的に異なる利害が、〈規範としての意志〉として観念的に対象化される場合がある。それは〈観念的利害〉というものである。〈観念的利害〉とは〈全体的利害〉のことである。〈利害の全体性〉は必ずその〈利害〉の一般的普遍化にともなう高度の観念的蒸留と抽象化を受ける。そ

れゆえ、全体的利害は観念的なものにならざるをえない。したがって、社会全体(≡統一的社会)に直接かかわるという意味での観念的な〈全体的利害〉は〈政治的利害〉そのものである。この〈政治的利害〉は大きくは二種類に分けられると滝村はいう。一つは、歴史社会全体の統一的秩序と枠組みにかかわる性格をもった〈政治的利害〉である。国家権力というならば、その根本的存立にかかわる事象としての〈外政・治安〉にかかわる事柄がこれにあたる。もう一つは、社会的諸個人の切実な経済的利害や社会的利害が、歴史社会全体にかかわる現実的な共通利害として、大きく集約された場合である。この場合には経済・社会的利害でありながら、社会全体にかかわるといふ意味での全体性を有しているというところから、ある種の観念的政治性が客観的に付与されるのである。

② 思想的・イデオロギー的支配

「第四篇」のなかからは、いまひとつ「第7章 思想的・イデオロギー的支配とは何か?」を取り上げよう。ここで極めて重要なことを滝村は理論的に解明しえている。それは、〈規範としての意志〉という形でのイデオロギー(観念)的支配力(≡組織・制度としてのイデオロギー的支配力)の問題と、その〈規範としての意志〉のあり方・内容を特殊に規定する思想・イデオロギーの問題を明瞭に区別することの絶対的な必要性と、その両者の関連の仕方である。この問題は種々さまざまな組織に当てはまることなのであるが、ここでふれるべきは、国家・国家権力とその正当化に採用される国家思想・イデオロギーとの関係の問題である。全面的な論証は「本論」でなされるのであるが、滝村は、〈近代〉以前の歴史的国家では、〈宗教〉が国家・国家権力を正当化する思想・イデオロギーの役割を果たしたが、近代国家においては〈宗教〉ではなく〈国民国家思想〉・〈人権論〉がその役割を果たしたと先行的に述べている。なぜそうなのか。近代以前の国家はすべて、支配共同体もしくは共同体支配者が傘下の従属共同体や地域的社会にその支配を一方的に押しつけ

る「専制国家」であったため、どうしても特定宗教による当該支配の「聖化と神秘化」を必要としたのである。それに対して、近代国家はその典型的な姿では「専制国家」ではなく「民主制国家」である。それは、国家意志の形成に国民が参画できる。したがって「宗教」による「聖化」は必要でなくなるのである。

「第四篇」の他の章と「第五篇」・「第六篇」についての論及は省略させてもらい、「本論 国家とは何か?」「一般的国家論」に筆を進めたい。

本論 国家とは何か? 「一般的国家論」

第一篇 前提と方法

第1章 前提としての社会構成

「第2章 方法としての「世界史」」の内容についてはすでに、国家論の端緒を「権力」におくことの説明に際してふれているので、ここでは省略し、以下、「第1章 前提としての社会構成理論」を取り上げる。

滝村の社会構成理論はマルクスの「社会構成」理論を継承したものである。マルクスの『「経済学批判」の「序言」で定式化された「社会構成」理論を次のように滝村はいいかせている。

これを私なりにいいかえると、社会を構成する現実的な諸個人が、まず第一に、その物質的生活の生産つまりは生活資料の生産と獲得において、どのような協同と有機的連関を組織化しているかという、社会的生産関係いかなの問題。第二に、この物質的生活を土台とした諸個人の社会的諸関係の総体を、大きくそして直接規制する法的規範が、いったいどのようにして決定され執行されているかという、政治的・法制的上部構造、簡単に政治形態のいかなを軸とした政治体制の問題。

そして、第三に、一定の経済体制として現出する社会的生産

関係を主体的に構成し、それに根本的に規定されながら、一定の政治形態をつくりあげている現実的諸個人が、いったいどのような社会的意識諸形態、つまりは思想・文化として結晶する精神的生活を営んでいるのかという問題。これら相対的に区別されるべき、三種の関係と構成を、その区別と統一的連関において把握するものである(上三一―頁)。

滝村は「本論」の「第3章」で、「国家は、社会が法的・政治的に総括され、組織的に構成されたもの」という学的・理論的見地を提出するが、「社会」とはまさに「社会構成」のことなのである。

第二篇 国家論総説

第3章 国家と国家権力

ここでは、「国家」と「国家権力」の概念的区別という極めて重要な問題が滝村によって検討・究明される。なぜ、重要なのか。まさに、この概念的区別によって、「国家形態」・「政治形態」・「統治形態」という、国家理論上の根本概念的区別と連関を確定できるからである(これらの問題については第15章、第24章などで重点的に取り上げられる)。そして、「国家」と「国家権力」の正確な概念的区別は、「国家」・「国家権力」を社会構成全体のなかで大きく位置づけたときに初めて可能になる。

国家権力は、本書の「権力論」ですでに論及されたが、それ自身「内部の支配力」として存在する。どういうことか。国家権力はその多様な国家的諸活動を直接担掌するための膨大な規模の官僚群によって構成された組織体である。組織体というからは、彼ら官僚群の存在と活動は国家権力組織法としての憲法・行政的諸法によって規定されている。すなわち、官僚群によって構成された組織体は「規範としての国家意志」の支配を受けているのである。かかる意味で、国家権力それ自身が「内部的支配力」として存在しているのである。しかし、国家権力の国家権力たる所以は、単に内部的支配力たる

ところにはないと滝村は指摘する。国家権力の巨大な組織を挙げた全活動は、何よりも、組織体としての「国家権力」以外のあらゆる種類の諸組織・諸権力・諸個人つまりは社会全体を、法的規範としての国家意志に完全に服従させるために遂行される。ここに、国家の「外部的支配力」の存在とその社会に対する全般的な貫徹を確認できる。それゆえ、国家権力の「内部的支配」はその「外部的支配」を全的に貫徹させるための必須の前提をなしているにすぎない。

ただし、近代以前の国家においては、この「外部的な支配」は全的に実現・貫徹されることはなかった。なぜなら、近代以前の歴史的な世界においては、「帝国」であれ「王国」であれ、その国家的支配の核心は、帝権ないし王権と各地区的レヴェルの政治的支配者を取り結んだ「軍役」・「租税（貢納）」的支配にあつたが、基本的に、各地区的支配者の支配権は、帝権・王権に服属後も安堵されたからである。つまり、帝権や王権は、臣従する地域の支配者たちの地域社会支配の内実にまで、直接深く干渉することはなかつたのである。

ついで、滝村は「第3章第2節」で「国家権力による社会の「国家的構成」の問題の検討にはいる。国家権力による国家的諸活動の展開を通じて、社会を構成しているすべての諸組織・諸個人は、国家権力の指示と命令「法的規範としての国家意志」にその独自の意志を服従させる。この服従によって、国家権力が法的規範にもとづいて社会全体を統一的政治組織（つまりはそれ自体巨大な政治権力）として構成していることになる。かくて次のように滝村はいう。国家権力が社会全体を法的規範にもとづいて組織化したとき、この法的に総括された「社会」は他の歴史的な社会との区別において「国家」とよばれるのだ、と。

つづいて、「国家権力による社会の「国家的構成」に関連して、「社会」を直接構成する社会的諸個人と「国家・国家権力」との関係についての重要な指摘がなされているので、この問題も取り上げなくてはならない。それは、「市民」の「国家」構成による「国民」としての登場」ということであり、単なる「国家」構成員概念と「国

民」概念を明確に峻別する必要があるという学的主張である。社会的諸個人は、現実的な活動、観念的精神的活動の両面における「自由」を国家的「つまり法的」に保障・承認され、「自由なる権利」（政治的活動の自由も当然含まれる）を獲得したとき、「市民」となる。この「自由権」を中心とする「市民権」を付与された「市民」が「法形成への関与」と「法への服従」によって、「国家」を構成したとき、直接に「国家構成員（国民）」として登場するのである。

そのことの内的論理連関を以下のように滝村は説明している。諸個人への「市民権」付与とは、諸個人に対する「社会構成員」としての法的・国家的承認である。というのも、「権利」とは天賦のものではなく、個人および組織としての諸個人の生存条件にかかわる意志・利害の法的形態をとつた社会的・国家的承認以外の何ものでもないからである。したがって、諸個人の「市民」としての法的・国家的承認は、直接に「社会としての諸個人」への法的規範にもとづいた「国家」としての政治的包摂と組織化を意味している。それゆえ、これは滝村によるきわめて重大な主張であるが、社会的諸個人としての国家構成員が「国民」として登場するのは、社会的諸個人に市民権が付与される「民主的」政治形態の下においてであるということになる。逆に「専制的」政治形態のもとでは、市民権が全く付与されないか、大きく制限されることになり、社会的諸個人としての「国家構成員」はいまだに正確には「国民」とはいえないのである。だから、「国民国家」なる概念も、「近代国家」が直接には「政治的民主主義」という形をとつて、「市民」による主体的な「国家構成」を実現していることをとらえた概念なのである。

第三篇 国家権力と社会

ここでは、世界史的に最も発展した社会である「近代社会」を正面にすえながら、なにゆえ「社会」は自らを「国家」として組織し構成するのか、また「社会」を「国家」として構成する「国家権力」

の存立を不可避・必然にするいかなる（社会的必要・必然事）が日々（社会）のなかからいかに生起してくるのかといった点を滝村は明らかにしようとする。

第5章 近代社会の歴史的形

滝村は（近代社会）を（自由なる社会）として把握することの重要性をいう。しかし、個人および結集した諸個人よりなる組織の、現実のおよび精神的な活動の自由が、原則上承認される（自由なる社会）としての近代社会が形成されてくる数世紀にわたる、長い歴史的過程についての叙述は本書では省略される。あくまで、近代社会の（自由なる社会）としての歴史的特質がここでは論じられるのである。

（近代社会）は最も発展した、そして最も多様な生産の歴史的組織である。そこでは、諸個人が労働の対象化において現実的に結合し、その活動を相互に交換することによって、肉体的・精神的につくり合う、本質論的な意味での社会的諸関係が、完成的に発展した形であらわれる。すなわち、商品生産が特殊に資本制的生産様式という歴史的形態をとって完成的に発展したことにより、社会的分業と交通関係が国民的・統一社会的な規模と連関において多様かつ高度な発展を遂げたのである。要するに、従来の（地域的）社会規模における生活資料の生産と消費」という伝統的な構造が完全に一掃され、統一かつ有機的な（国民的経済圏）が成立したのである。このような、新たに形成された歴史的構造の下、統一社会的・国民的規模において、同一の階級・階層的諸個人や産業・業種諸個人というものが登場する。そして相互に対立・抗争し合ったり場合によっては協調し合ったりするのである。

第6章 近代社会と国家権力の必然

近代の（自由なる社会）では、社会的諸個人・社会的諸組織が、彼ら当事者では直接処理し解決できない、しかし、放置すれば自分

たちのみならず、社会全体の存立にもかかわってくる特殊な事柄が日々生起している。そして、それらの生起こそが（国家権力）存立の必然を招来するのである。さて、その（特殊な事柄）は、大きくは二つの方面からのものである。一つは、現実的もしくは観念的といえる社会全体の一般的な共通利害、つまりは（国民的共通利害）である。いまひとつは、それ自体は諸個人の階級・階層、また産業・業種あるいは特定地域などの（特殊利害）に直接かかわるものでありながら、階級・階層・産業・業種の統一社会的・国民的な根本的性格に媒介された形で、当該社会全体の問題とされる性格をもった事柄である。

それらの（利害）についての、滝村による具体的な説明を見ておく必要がある。

（一）（外）からの（国民的共通利害）、すなわち（戦争（軍事・防衛））と（交易（通商・貿易））という（国民的共通利害）。戦争と交易はともに、諸個人が帰属する共同体「社会」としての生存に不可欠の生活資料「物的財貨」の外部的な獲得形態（交通形態）である。なぜそうなのか。滝村の答えは、いささか刺激的である。（国家）は原理的に他の歴史的社会的すべてを（敵）とみなしている。他の歴史的社会的は、友好・同盟・対立・競合のすべてを越えて、常に（敵国）へと転化しようとするところに、歴史的社会的（国家）の構成の必要と必然が内在しているのだ、と滝村は断言する。だから、（戦争）は勝利によって物的財貨と同時に威信と栄光という観念的利害をもたらしものとして、つねに人間社会の正常な交通形態であった。しかし、今日、（戦争）はいたずらに嫌悪され、その巨大な世界的意義は軽視されがちであるかに筆者には思われる。それに対して、（交易）は他者との平和的な交流であるとしてとかく逆に美化されがちであるようにこれまた筆者には感じられる。しかし、滝村がいうように、（交易）についても交易する諸個人はどんな場合でも、その背後に（国家）が控えている特定国家構成員として同じく他の国家構成員と商取引を行うのである。すなわち、諸個人間に

おける（交易）の前提としては、直接には（国家）という形をとつた当該社会相互の交易上の合意が必要なのである。だから、交易におけるさまざまなトラブルはいとも容易に政治的対立さらには軍事的敵対へと発展していくことがあるのである。

（2）当該社会の（内）からの（国民的共通利害）。これには二種類がある。一つは、個人および組織による社会秩序の破壊から社会を防衛する（治安）であり、二つめは、（公共土木事業）である。公共事業を大別すると、当該地域社会における諸個人の住民生活や企業活動上の便宜と必要にかかわるもの（上下水道、防火防災、防疫、治山治水など）と当該社会を統一的な有機的経済圏として連関させる（交通関係）にかかわるもの（道路、橋、海港、空港、郵便など）である。

次に、（3）諸階級・階層、諸産業・業種、特定地域の（特殊の利害）でありながら、統一社会全体の問題とされるにいたる事柄。これにも二種類がある。一つは、諸階級・階層、諸産業・業種間の特殊の利害をめぐる対立と抗争を調整し制御する必要である。二つめは、特定諸階級・階層、特定地域の特定産業・業種が天災や外圧によって大きな損害を蒙った場合の社会的な救済措置である。

第四篇 国家権力の実質的構成

本書で展開される国家論の体系の一番の核あるいは肝はどこであろうか。筆者は第四篇がそれであると思つてゐる。なぜそう判断するのかという点、ここで定礎された（統治）（行政）原理こそが、（実質的構成）、その次の（国家権力の形式制度的構成）、それに続く（国家権力の現実的構成）（国家・国家権力の現実的構成）といつた、滝村の完全な独創になる（体系構成）の中核的部分を規定・貫通する根本的原理であると考えられるからである。本書は（国家・国家権力の現実的構成）の次に、体系の編別構成の最後として（国家の思想的・観念的構成）を置くが、これは他の諸（構成）全体へ

の法的・観念的表現であるとされているので、（実質的構成）（現実的構成）の部分、体系構成の中核といえるのである。

（体系構成）の核中の核であると筆者がみなす（実質的構成）の内容については、これから解説・検討を加えていくが、その前に、（国家権力）存立を不可避・必然にするさまざまな（社会的必要・必然事）についての滝村の説明をまず振り返つてほしい。これらの社会的事柄に根本的に規定されて、（国家権力）は、直接には（政策）形態をとつた膨大な国家的諸活動を遂行している。したがって、国家権力は実体的にみれば、国家的諸活動の担掌主体でもあるのだ。滝村は、古典的国家論と政治学では、もっぱら国家の政治形態の問題が取り上げられ、社会から規定されて国家権力が遂行する国家的諸活動の問題が軽視されてきたことを指摘し、それと対照的に、自らの国家論は唯物史観の（社会構成理論）にもとづいて国家的諸活動の問題を全面的に追究・解明するものであると揚言している。

第7章 国家的諸活動の展開「総説」

滝村は本章で、国家的諸活動を大きく三つに概念的に区別をする。

（1）国家的諸活動の内的区別。国家的活動である以上、すべてが（政治的）性格をもつてゐることを前提としたうえで、国家的活動はその内的な性格に即して見ると（政治的活動）と（社会的・経済的活動）の二つに大別される。（政治的活動）は当該社会の統一のかつ全体的な秩序と枠組みを内外の危難から保守・防衛する実践的活動、具体的には、軍事・外交「政治外交」、治安。（社会的・経済的活動）は当該社会の（経済・社会的秩序）維持のための、諸個人・諸組織の経済・社会的活動に対する保護と統制を目的とする政策的活動であり、具体的には（経済政策）と（社会政策）。経済政策は二つに大別される。一つは、国家権力自らが、直接経済活動を遂行する主体として登場する場合である（公共土木事業）と（国有化政策）。二つめは、諸個人・諸組織の経済活動に対する保護と統制を遂行するための命令・監督と許認可活動としてあらわれる（財

政政策)・(金融政策)・(通商貿易政策)の三者。ついで、社会政策は労働者の保護と統制にあたる(労働政策)と社会福祉・医療・社会保険などの(社会保障)とが二大支柱である。

(2) 国家的諸活動の全体を、それが当該社会の(内部)に対するものか、それとも(外部)に向けられたものかという点で(内政)と(外政)に区分する。(外政)は軍事・外交政策、(経済政策)中の通商貿易政策。(内政)は治安と通商貿易政策を除外した(経済政策)と(社会政策)。

(3) 国家的諸活動全体を、国家権力の本来的にして本質的な性格に即して、ということとは、(当該社会の国家的構成と組織化に直接かかわるか否か)という一点に焦点を絞って把握するとき(統治)と(行政)という概念が成立する。この滝村によって定礎された、国家的諸活動の三つめの概念的区別は、本書で体系化された滝村国家論の鍵鑰をなすといつてよい最重要なものである。そこで多少とも詳しく解説する必要がある。

その前に(統治)・(行政)という用語についていささか説明しておく必要があるように思う。通常、(統治)は Regierung (独語)・government (英語)・gouvernement (仏語)の、(行政)は Verwaltung (独語)・administration (英語)・administration (仏語)の訳語として使用されているようである。そこで欧米の学者たちはそれらの用語に対して学問的にはどんな意味をもたせているかが問題になる。筆者は語学が全く不得手なので欧米の文献を精査することは一切できない。それゆえ、何も断定的なことはいえないのであるが、論者によってかなりの違いがあるやに思える。たとえば、ローレンツ・シュタインの(行政) (Verwaltung) という語の用法を、シュタインの著作の訳書によって検討してみると、それは現在のわれわれの常識的な用法とはかなり異なっていることがわかる。結論だけをいうと、シュタインのいう(行政)は、「外交・軍隊制度・司法・内務行政・国家経済」といった領域を対象にするものであり、国家的諸活動のほとんどを包摂するものなのである(3)。一

方、(Regierung)の方はというと、シュタインの場合これはもっぱら「政府」という意味で使われているように思える。しかし、シュタインの用法はかなり独特なものであり、多くの論者は、法制的な形式的区別にもとづいて(統治・行政)概念を規定しているようである。したがって、国家的諸活動という形をとった(社会的必要・必然事)の内的性格によって、(統治・行政)概念を区別する発想は、ヘーゲルにその先駆があるものの、厳密かつ本格的にという意味では、滝村によって初めて確立されたといつてよいと思われる。

さて、滝村が確立した(統治)概念とはどのようなものか。内外危難を排し、国家権力によって断行される、当該社会の国家的構成と組織化のための国家的諸活動が(統治)である。具体的には、当該社会の(国家)的秩序と枠組みを維持するための、外交・軍事および通商貿易」と治安、それに経済政策でも当該社会の経済的秩序を直接震撼させかねない金融政策などがそれにあたる。すなわち、統治とは(社会的大事)としての国家の問題なのである。

だから、それに対しての(行政)とは「内外危難によって大きく震撼される当該社会の(国家)的秩序と枠組みの維持には直接にはかわらないすべての国家的諸活動」を指すことになる。そこで、(行政)とは国家権力による当該社会の内部的な統制・支配の全般的活動のことなのである。具体的には、経済政策の主力をなす財政政策や国有化政策・公共土木事業、さらには労働政策と社会保障を二大柱にした社会政策、それに社会的秩序・慣行への、小規模で個別的な侵害に対する秩序維持の活動「警察・裁判」などがこれにあたる。すなわち、行政とは個別的・特殊な(社会的小事)としての(社会)の問題である。

第8章 国家的諸活動の展開「各論・統治」

この章では(外政)と(治安)が扱われる。内容を順次説明しよう。

第1節 外政

ここでは、国際世界において繰り広げられている、諸(国民国家)

の外交が取り上げられる。諸（国民国家）の、外部に向かって押し出される国家意志相互の關係と絡み合いが国際政治的世界を形成する。そして、いかなる国家の外的な国家意志が、どの程度国際政治的世界で貫徹しているかによって、国際政治的システムのあり方、国際政治的世界における覇権の所在が決定されることになる。どういふことか。滝村がいうに、国際政治的世界は、歴史根源的な原理からいえば、（切り取り自由の世界）である。いいかえれば、そこでは、（戦国政治的世界）と同一の原理が作動している。したがって、国際政治的世界における秩序の形成は、戦国政治的世界を最終的に勝ち抜いた戦国的覇者による諸国家の支配（従属体制の確立）としてのみ現実化してきたのである。

ただし、国際的政治世界においては、覇権を有するいかなる強國・大國も、その外的国家意志を他の諸國に対して、完全に貫徹させることはできない（もし、特定の諸國に対して貫徹されることがあれば、それらの諸國は植民地的な隷属國である）。諸国民国家の外的国家意志が、いったいどの程度貫徹されるかは、基本的には当事國相互の総合的な意味での国力にもとづいた力關係によるのである。この点が（内政）に対する（外交）の最大の特質である。

外交の根本目的はいったいどこにあるのか。滝村はこう答える。それは、当該社会の全体にかかわる（国家的利害）、一般には（国益）といわれるものを諸外國と国際世界に対して押し出し、実現することである。そして、外交は、（国益）という国民社会全体を背負うために、国家的威信や民族的矜持という觀念的利害までもが絡みついてくる。したがって、外交（とくに（政治外交））では、内政でよくみられる（足して二で割る）式の数量的調整の解決方法が採用できない。

滝村は（外交）を国家的利害の性格いかによって、（政治外交）と（経済外交）とに大きく区別する。まず、（政治外交）の特質について滝村のいうところをみよう。政治外交の根本的目的は、国際世界における当該社会の（国家）としての独立的構成と、その維持・

発展である。そこで、政治外交の基本戦略は、一般に二様の方策としてあらわれる。一つは、主要な敵國を直接念頭においての政治的同盟政策の展開。これは、何よりも軍事同盟政策として具体化される。そして、敵対同盟諸國を分裂させ分断するための多様な方策と、それによる主要敵國の孤立化政策とが同時に展開される。もう一つは、軍事力の増強政策。これは単なる戦争準備というだけでなく、むしろ、敵対諸國に対する軍事的な威圧と牽制政策としても推し進められる。もちろん、どの國にとつても本格的な（戦争）はできるだけ避けたいのが通常であるから、国際世界において、対峙する諸國家間の（平和と安定）「均衡」が、いわば、結果的事実として現出する。しかし、この諸國間の「均衡」はときどきの諸國家の、軍事力に収斂される国力の度合いにもとづいた「力の均衡」である。したがって、その「均衡」なるものほとんどは、諸國家間の戦争の帰趨すなわち直接の軍事的決着にもとづいて形成されたものといふことになる。

さて、軍事的決着に勝利した覇權國家は、自らが仕切る国際政治秩序の現状維持をはかり、通常「均衡」政策をとるようになる。この「均衡」政策を、とくに軍事力や強權の發動としての「力の政策」と対比させて、平和的な「外交」努力などと解釈するのは全くの誤りであると滝村は強調する。なぜなら、「均衡」政策の主眼は、新興諸國家による秩序の革命的破壊の動きを未然に封殺し、局地での紛争が「秩序」破壊にまで拡大しないように強力に制御することにあり、そのためには、覇權國家は、軍事力による威嚇やその限定的な行使さえいとわれないからである。

こう論じてきて、滝村は国際的政治世界秩序について以下のように総括する。人間社会の世界史的発展が開始されて以来、この諸國間の（平和と安定）「均衡」、つまりは国際世界の政治的秩序は繰り返して破壊されて大きな戦争へと突入していった。そのほとんどは、それまで国際世界を仕切ってきた支配的諸國家（覇權國家）に対する、新興の諸國家の挑戦であり、変動する国際世界の新たな政治的

覇権をめぐる戦いであった。

このような総括をふまえて、近代以降の国民国家を完成させた先進諸国の政治外政をみると、そこには大きな特徴がある。近代以前においては、諸国家は、結局のところ、地域的覇権の確立をめざして「政治外政」をおこなった。近代以前の生産力の発展レヴェルが地球規模での世界交通と世界市場の形成を可能にしなかったからである。ところが、全世界レヴェルでの世界交通と世界市場の歴史的形を実現した近代においては、国民国家を完成させた先進諸国の政治外政は、全世界の後進的な諸国を可能なかぎりその政治的傘下に収めること「植民地化・従属化」に収斂された。したがって、諸国民国家を完成させた西欧における局地的レヴェルでの諸国家間の対立と抗争が、そのまま地球規模での世界覇権をめぐる戦い（近代帝国主義戦争）としての根本性格をもった。

二〇世紀にはいつてからの近代帝国主義戦争は、高度な生産力を土台にしてかつてない強大な軍事力をつくりだし、国民国家を挙げたの国家総力戦として戦われた。そして、第二次世界大戦では、その総力戦の規模が最大なものになった。それゆえ、戦争による膨大な惨禍が当事国にもたらされた。そのために、戦後には「米ソ冷戦体制」という特異な国際政治世界が生み出された。この冷戦体制下の、先進諸国の特異な政治外政について、滝村は興味深い説明をおこなっているが、これについて論及するのは省略する。

〈経済外政〉の特質については簡単に言及すればよいであろう。経済外政は、国際世界における当該社会の特殊のまた一般的な経済的な利害を追求する。これには一般的に二様の形態がある。一つは、国民的諸産業・諸業種の対外的な特殊利害を実現すること。そのために、国民的諸産業・諸業種の保護・育成のための関税政策と、諸外国に対して優位に立つ諸産業・諸業種の輸出拡大のための諸外国に対する貿易自由化政策とがある。もう一つは近代において、西欧先進諸国がおこなった後進諸国への侵略と植民地経営である。これは、政治・軍事外政と不可分に一体化したものであり、第二次世

界大戦後は消滅していった。それによって、経済外政は発展的に純化し、外政における政治外政と経済外政との分離と二重化が完成された。

ここで、政治外政と経済外政を内的論理関連に即してみれば、政治外政がまず諸国家間諸関係の全体的な枠組みをつくり出すという意味で、政治外政の先行的な先導性と、その政治的枠組みを前提にしたうえでの、政治外政に対する経済外政からの内的規定性として把握できる。

第2節 治安

〈治安〉はもっぱら、内部的に生起して社会全体を震撼させる危難に対して、〈社会〉の国家としての維持と構成にかかわる「内的秩序維持」活動である。完成的に発展した国民国家における〈治安〉活動は、一般に二重に分化した形であられる。それは、当該社会全体を直接震撼させる、大規模な組織的違法「犯罪」活動を制圧し、また未然に制御するための特殊〈治安警察〉活動と、その他の個別の違法「犯罪」活動に実践的に対応するための、一般〈行政警察〉活動との分離と二重化である。

第8章に関連して最後に、滝村が「唯物史観と国家理論」（勁草書房、一九八〇年）で展開した〈統治〉概念と本書でのそれとの大きな異同についてふれておこう。「唯物史観と国家理論」では、〈統治〉は以下のように規定されていた。引用する。

〈統治〉とは、国家的支配をその具体的な実践的遂行と活動の過程に即して、大きく把握したところに成立する政治的概念である。国家的支配は、法的規範としての国家意志を必須的媒介としている。この意味で〈統治〉とは法的規範としての国家意志の実践的遂行に伴う支配過程を取り上げたものといえる。すなわち、〈統治〉の本質は、一般的法規範を日々なる社会的現実、正確には諸階級・階層的意志と要請に対する〈生きた法律〉と

して、実地に運用し遂行する点にある（一〇五頁）。

みられるように、ここでの「統治」規定は全くのところ、形式的・法制的な把握にもとづいている。滝村が本書で定礎した、「社会的必要・必然事」の内的性格に即した「統治」把握には到達しえていないのである。滝村が形式的ならざる「統治・行政」概念を初めて提出したのはいつのことだろうか。一九九二年刊行の『世紀末「時代」を読む』（春秋社）においてであると思われる。ただし、この書の「対談本」という形式上の特質からいって、「統治・行政」概念についての簡潔な結論的見地の提示にとどまっている。しかし、内容的には本書の「統治・行政」把握とかわらぬ発想が語られているとみてよい。

第9章 国家的諸活動の展開「各論・行政」

「行政」は「経済政策」と「社会政策」に大別されるわけであるが、「社会政策」は国家的諸活動のなかでは最も新しい活動分野であり、「経済政策」の方に本源的先行性が認められると滝村はいい、「第1節 経済政策」から滝村は論じ始めている。筆者もその順番で取り上げていく。

第1節 経済政策

経済政策としては、「公共土木事業」・「国有化政策」という形態もあるが、あくまで、社会的諸個人の自由な経済活動に対する保護・規制を内実とした「指揮・統制」活動の方が、近代国家権力の政治的・観念的特質に対応しているという意味で、より一般的な形態とみなくてはならない。この意味で、経済政策の一般的かつ本来の形態としては、財政政策・金融政策・通商貿易政策の三者を挙示できると滝村は断ずる。そして、経済外政としての通商貿易政策は「統治」の章で論じられたので、他の二者を経済政策を代表するものとしてここで滝村は論じている。ただし、先に結論をいうと、「金融政策は」「各論・行政」で論じられることになった事柄であるが、「統治活

動」としての根本性格をもっている」とされる。したがって、「行政」として把握される「経済政策」は、「財政政策」・「公共土木事業」・「国有化政策」ということになる。

では、「第1項 財政政策」からみていこう。国家財政とは、国家権力とその全活動を、特殊にそれに要する経済的費用「経費」の収入・支出という観点から取り上げたものである。この経費は租税を主な財源にする。この租税とは何かというと、国家的諸活動とその直接的担掌主体である国家権力の維持経費として強制的に徴収された、社会構成員の剰余労働である。かくて、近代の国民国家における財政は、強制的に徴収された国民からの租税によって成り立っている。そこで、財政政策とは、国民的諸階級・階層また諸産業・業種に対して、いかにしてどの程度の租税を賦課・徴収するか、また、徴収された租税をこれら国民的諸階級・階層などへ、どのように政策的分配と還元をするかの問題なのである。したがって、総体としての国家財政は、法制的には「予算」という形をとった国家意志を軸にして展開される。そして、予算の編成権を握った経済実務官僚による、強力な形式的指揮・主導性の大枠において、諸階級・階層、諸産業・業種の特種的意志・利害からの実質的規定性が「予算」の内容に反映する。それは、諸階級・階層などの政治的代理人「議員」の活動による。

ここでわかることは、国民的諸層への「租税」への賦課・徴収と政策的還元「分配」を表裏とした財政政策は、近代以降の統一的社會形成と議会制民主主義の制度的定着を待って初めて登場したということである。それが完成されるのは、普通選挙法の成立と、行政活動が国家的諸活動の過半を占めるようになるという事態の出現による。だから、近代以前では、「財政」自体は存在したが、「財政政策」として展開されることはなかったのである。

ついで、「第2項 金融政策」について述べる。本項の「A 金融政策の歴史的原型と展開」では、イギリスにおける、一九世紀初頭の中央銀行（発券権を独占した）確立から始まり、二〇世紀にお

ける管理通貨制度確立にいたるまでの歴史が簡単に鳥瞰されているが、この部分について解説するのは省略し、「B 経済政策としての金融政策の特異性」の結論的部分についてのみ、論及することにしよう。先にもふれたことだが、滝村は、金融政策は経済政策でありながら「統治活動」としての根本性格をもっているとする。なぜだろうか。資本制社会全体を破壊するかのごとく震撼させる一般的な産業恐慌が、直接には貨幣・信用恐慌として現象するかぎり、貨幣・信用秩序維持の金融政策は、国家権力中枢による、資本制社会を総体として維持する活動であると考えられるからである。

第2節 社会政策について

この節では、社会政策展開の根拠、社会政策の本格的展開のための前提、社会政策の展開に決定的に作用した条件の三つを総説として滝村は最初に論じている。

まず、社会政策展開の根拠についてはこうである。資本制的生産様式の構造的進展が、旧い地域社会の独立的自足性と、地域的・血族的な社会的諸組織・共同体を解体・粉碎したことにより、国家はこれらの社会的諸組織・共同体が、直接間接に担掌してきた多様な諸活動を継承する必要に迫られた。また、「自由な社会」たる近代社会は自由競争という苛烈な社会戦争のもと、膨大な社会的な弱者や敗残者たちを生産・再生産しているので、社会政策は直接には、このような社会的弱者や敗残者たちに対する、国家的保護・救済活動として登場した。

ついで、社会政策の本格的展開のための前提については以下のごととし。まず、直接的には「社会的な弱者・貧困者への国家的保護・救済の必要」という国民的世論の形成が前提になる。さらに根本的には、国家的保護・救済活動の財政的基礎である、国民社会の高度な経済的發展が前提となる。

三つめの社会政策の展開に決定的に作用した条件には二つがある。一つは、社会的弱者の側からの、強力かつ巨大な社会的勢力と

しての組織化。いま一つは、この組織された弱者の社会的圧力を、政治的・国家的意志決定のレヴェルへ反映させられる政治的意志決定システム、すなわち「普通選挙制度」を前提とした「議会制民主主義」の進展と定着である。

「社会政策」展開の「三つの条件」に続いて「社会政策の歴史的発展段階」が論じられる。第一段階。社会政策の歴史ともいべき「救貧行政」政策。これは直接には「治安」という「国家統治」にかかわる社会問題に発しながら、「公的扶助」政策と「社会的労働力の強制的確保」政策との二重性を内包。第二段階。「工場立法」の時代。「組織としての労働者」の法的・国家的承認がなされた。何よりも、労働者の保護・統制を内実とした「労働政策」が展開された段階である。第三段階。「社会保険」の出現。労働力商品保有者としての労働者の再生産に対する法的・国家的保護政策であり、労働者の平均的な必要労働の法的・国家的保障政策が展開された。第四段階。これまで支柱であった「労働政策」にいま一つの柱として、「医療」・「失業」・「年金」の「社会保険」に救貧法の流れを汲む「公的扶助」が加わり、国民に対する「社会保障政策」が確立。

ここまで、本書の「統治」・「行政」の「総説」・「各論」を、いわば、国家的諸活動全般を概観してきたわけであるが、最後に「第11章 国家権力の実質的構成の総括と補足」に論及しよう。ここでは、国家権力の歴史的な形成と発展が、統治・行政権力「諸活動」に焦点を絞って一瞥されている。その内容を以下に祖述する。

第11章 国家権力の総括と補足

国家の歴史的な形成と発展を振り返るとき、国家権力に内在する「統治」と「行政」の二重性、そして「行政」に対する「統治」の先行性と本質的な重要性がきわめて明瞭になる。「国家」という「政治的」構成は、当該歴史社会の人々が、他の歴史社会との間で必然的に顕在化する差異と区別・対立と抗争を前にして、自らが滅亡し

たくなければ、同一の法的規範に服従することによって、組織的諸個人としての統一な活動を展開せざるを得ない必要から必然化された。〈社会〉を同一の法的規範に服従させてそれを〈国家〉として組織化する専門的な機関（〈国家〉の指導部）が〈国家権力〉である。この意味で国家権力は社会を国家的に組織し構成するための〈統治権力〉として成立したものと見える。国家権力は歴史的に発生して以来、近代に到るまでは何よりも統治権力として存在して、〈行政〉権力としてはごく限られた活動しかおこなわなかった。なぜなら、近代以前の歴史的国家においては、〈行政〉は各地域社会内部のとくに血族を中心とした社会組織によって実質的に担われていたからである。

しかし、資本制的生産様式の進展にともない、各地域社会がもっていた独立的自足性や地域的・血族的な社会的諸組織・共同体は解体・粉碎される。それに対応しかつまた根本的に規定された形で、国家権力は、従来の〈統治〉活動に加えて、新たに形成された統一的社会（近代社会）の内実が日々要請する多岐多様で膨大な特殊的な任務に応える活動をせざるをえなくなってくる。その活動こそが経済・社会政策という形で推進される〈行政〉活動なのである。そして、近代社会が発展すればするほど、国家活動は、その本来的な〈統治〉活動にかわって〈行政活動〉が実質を占めるようになってくる。これは、近代における国家権力と社会との原理的・組織制度的な分離と独立化の完成が、同時に他方では両者の相互浸透を必然化したことを意味している。すなわち、社会からの根本的規定性のもと、近代の国家権力は〈行政権力〉としての側面を大きく発展させていくのである。行政権力は統治権力としての国家権力の内部に派生した特殊な経済・社会的権力にすぎないのであるが、かかる権力を最大限に開花・発展させたところに、近代以降の〈議會制民主主義〉国家の巨大な歴史的意義があるといえる。

〈国家権力の実質的構成〉は本書の核と考えられるので、ここまで、かなりの紙数を費やして説明・解説を施してきたわけであるが、次

に〈国家権力の形式制度的構成〉の検討にはいる。

第五篇 国家権力の形式制度的構成

〈国家権力〉は、自らの存立を不可避・必然にするさまざまな〈社会的必要・必然事〉に根本的に規定されて、直接には〈政策形態〉をとった膨大な国家活動を遂行している。そしてその国家的諸活動の展開を通じて、社会を構成しているすべての諸組織・諸個人は、国家権力の指示と命令「法的規範としての国家意志」にその独自の意志を服従させる。なぜなら、国家的諸活動を直接規定するものこそ、法的規範としての国家意志だからである。ではこの国家意志はどのように決定されるのだろうか。すなわち、意志決定形態はいかなるものか。本篇では、国家意志の決定形態を中心に国家権力それ自体の一般的な組織的・制度的構成形態が取り上げられる。

そして、近代以降の典型的な国家権力は、一般に〈議會制民主主義〉を基軸にした〈三権分立制〉原理によって、組織的・制度的に構成されてきた、と「第五篇」の「序」で滝村はいい、〈三権分立制〉原理、〈政治形態〉の問題をここで説明していこうとするのである。

第13章 組織原理としての〈三権分立制〉

まず注意しておきたいことは、ここでは、滝村は、現実的な政治形態を扱っているわけではないということである。すなわち国家権力中核を直接構成する実体的な諸機関の問題を取り上げているわけではないのである。そうではなくて、その実体的な諸機関の背後にある規範それ自体の内的な運動、つまり規範としての国家意志の形成・支配過程にかかわる一般論理的な（つまり原理的な）区別と相互の連関の問題を扱っているのである。

第1節 〈議會制民主主義〉と〈三権分立制〉

モンテスキューの問題提起に始まる「三権分立論」は、彼の問題

提起以後、必ず常に立法機関・執行機関・裁判機関という三大機関の分立とその機関相互による牽制の問題として把握され、そのようなものとして論評されてきた。しかし、国家権力の実体的に独立・分化した諸機関ということだけならば、何もこの三大機関だけを取り上げる必要はない。三大機関以外にも、上院と下院、中央機関と地方機関など、いくらでも多様な諸機関の独立・分化がみられるではないか、多種多様に分化した諸機関のなかから、特殊に三大機関だけを取り上げて、国家権力の組織的・制度的構成形態を決定づける組織原理とみなす根拠と必然性はいったどこにあるのか、ということになる。ちなみに、筆者の手にある政治学の概論書を二、三のぞいてみると、すべてにおいて三権分立の問題は、「権力の分立」の問題にすり替えられているが、それは、なぜ三権でなければならぬかが全く理解されていないからであろう。

また、これはヘーゲルの『法哲学』に始まるわけであるが、国家権力を三大機関へと分解し分割すれば、国家権力の組織的統一性が破壊されるとみなす立場があり、その場合、三権分立論は全的に否定・拒絶されることになる。この発想は一元的な国家主権論としてドイツ国家学に継承されていった。ちなみに、ドイツ国家学の大成者イェリネクは、『一般国家学』（芦部信喜・阿部照哉他訳、学陽書房、一九七四年）のなかでこう批判している。

彼（モンテスキューのこと―筆者）の学説、すなわち権力は三つに分けられ、相互に平等の地位を占め、相互に均衡をたもち、接触点を相互にもつてはいるが本質的には互いに独立しているという学説……彼は彼の理論をよりくわしくは根拠づけることをせず、国家の統一性および権力と国家の統一性との関係についての問題を決して議論しない。……どの国家機関もその権限の範囲内では国家権力を表している。したがって権限の分配は可能であるが、権力は分割し得ない。国家機関の集合体の中にあって、存在している国家権力はつねに一つである（四〇五頁）さらに、滝村は「もつともやっかいで重要な問題は、「三大機関」

と三権としての立法・執行・司法とが、必ずしも直接対応しているとは限らない、という点である」（上五八四頁）という。滝村が続いて例を挙げているように、立法機関としての議会は（政府―執行機関）に対して、「国政調査権」という形で監視・監察・審問権を掌握している。さらに、裁判官の違法行為に対しては、「弾劾裁判権」という形で審査・処罰権をも掌握している。つぎに、（政府―執行機関）は、一般的諸法にもつづいた日々の執行的裁可・命令によつて、実質的な法的規範の定立をおこなっている。また、大陸法圏においては「行政裁判機関」を直接組織的傘下に設置することによつて、（執行機関）自体が（行政裁判権）という形で司法権の一端をも掌握している。最後に、（裁判機関）は、司法権の行使のほかに、一般的諸法にもつづく個々の裁判判決をつうじて、ときに法的規範の実質的定立をおこなう。このように、（三権）と「三大機関」は必ずしも直接対応しているわけではないのである。かくして、三権分立は組織的・構造的な独立・分化ではなく、活動・作用としての機能的な区別と分化にすぎないという解釈がとくに法学者の間では一般的になってくる。

では、正しくは（三権分立制）はどのように説明されなければならぬか。滝村の理論的説明は余人の全くなしえなかつたものと言える。それは次のようなものである。直接には三大機関の分立としてあらわれる、三権分立制の制度論的根拠は、規範としての意志の形成「立法」と、定立された規範にもつづく実践的遂行「執行」、それにこの規範としての意志の形成・支配の全過程が、定立された規範の規定にもつづいて正しく実践されているか否かをたえず厳しく監視し、違法行為があつた場合には、規範にもつづいて審査し処罰する「司法」という、この三つ以外にはありえないという意味での三種の論理的区別にあるのである。

この規範論的区別を前提とした場合、大きく問題になるのは（司法（権））概念の特殊な位相である。どういふことか。（裁判（権））（司法（権））では、定立された法的規範が、個別的・特殊的な法的

違反行為「法的規範への侵害」に対して適用され貫徹される。したがって、このような事態を定立された法的規範の實踐的遂行と貫徹として把握してしまふと、〈裁判（権）〉・〈司法（権）〉は、法的規範の實踐的執行の単なる一側面だと解釈されてしまふ。そうなる、〈立法（権）〉・〈執行（権）〉とは独立的な〈司法（権）〉概念自体が成立しなくなる。また、当然ながら、〈裁判（権）〉と〈司法（権）〉の概念的区別もできないことになる。滝村は、「ドイツ国家学」〔国法学ないし憲法・行政法を中心とする公法学〕系列の学者たちが〈裁判（権）〉の〈司法（権）〉としての独立性を否定し、〈裁判（権）〉を〈行政（権）〉のなかに混入させた。（上五八八―五八九頁）と指摘している。

〈裁判（権）〉と区別される〈司法（権）〉の特殊な位相は、それが定立された法的規範への個別的・特殊の侵害に対する法的処罰を、国家的支配の全過程、つまりは法的規範の形成・支配の全過程をも除外することなく、普遍的に拡大したものであるということにある。すなわち、立法・執行の両側面に対しても、定立された法的規範にもとづいて正しく行われたかどうかを、常に観察・審査し、違反・違法があれば処罰の対象にするのである。かくて、立法者も執行者も、法的規範に違反すれば独立的な司法権によって処罰されるのである。したがって、三権のなかでは、司法権が形式制度上は最高の権力として君臨しているというのが、滝村がいうところの司法権の位相なのである。

如上のような意味での司法権の特殊な位相は、近代において初めて確立したわけであつて、近代以前の国家においては存在しえない。なぜそうなのかということも滝村は説明しているので、次にそれについて略述する。

第2節 〈司法権〉存立の歴史的前提

まず、近代以前の歴史的国家はすべて専制国家であり、そこでは三権という論理的区別が直接組織的・制度的に独立・分化すること

なく、未分化のまま混淆的形態で保持されていた。どうしてそうなのか。近代以前の歴史的世界においては、経済的な自給自足性と政治的独立性をあわせもつた都市や村落の地域的社會が、社會の現実的な基底をなしていた。このような社會的構造下では、支配共同体ないし共同体支配者が、従属する他地域的社會を一方的に支配する外的國家体制そのものが〈國家〉である。したがって、國會意志は支配共同体ないし共同体支配者によって従属する他地域的社會に一方的に押しつけられることになる。そこで、統治権力は、直接に國家意志としての支配共同体ないし共同体支配者の意志への違反・敵対者に対する法的な処罰権力すなわち〈裁判権力〉として実存する。ということとは、支配共同体ないし共同体支配者としての國家権力それ自体を法的審査・処罰の対象とするための法的規範が、國民的諸層の直接・間接の関与によつて生まれる一般的諸法としては成立しえないこと、したがって、裁判権と区別される意味での〈司法権〉は確立しえないのである。

ところが、近代において、このような専制的國家権力から〈立法権〉を独占的に掌握した〈議會〉が分離・独立すると、この構造ががらりと変わる。國民諸層の政治的代理人は議會に參集して〈法律〉という最高の國家意志を確定するようになる。この客觀的に定立された法律は、國民だけではなく、その直接的な作成と決定にかかわつた政治的代理人や、國家的諸活動の主体である國家的諸機關（政府―執行的諸機關）に対してもその遵守を厳しく要求する。そして違法行為があれば、國民のみならず國家意志の決定と執行に直接かわる政治的支配者自身が、法律の規定に従つて容赦なく処罰されるのである。このことは、〈裁判権〉が専制的支配者の手にある処罰権から〈司法権〉へと転換したことを示している。こうして、三権分立制が完成したことは、直接に〈法治國家〉体制が成立したことを意味している。

三権分立と國家権力の組織的統一について

さて、ハーゲル、ドイツ國家学が堅持した〈三権分立〉によつて、

国家権力と国家主権は分割され破壊される」という発想に対する滝村の批判については、筆者はまだふれていかなかった。最後にこの問題について論及することしよう。

まず、〈三権分立制〉は先述したように、国家的支配を法的規範の形成・支配の統一的過程に大きく対応させた論理的区別にもとづいている。したがって、ここでは直接の三大機関の独立的分化にかかわらず、国家的支配としての統一性が、当然の論理的前提とされているのだというのが、三権分立拒絶論に対する滝村の一つめの回答である。

そして、そのことを前提としたうえで、国家権力は、なにゆえ「三大機関」の独立的分化にもかかわらず、組織的・制度的な統一性を實現できるのか、と問うべきなのである。滝村の回答は以下のとおりである。まず、〈司法権〉は常に特定の違法・脱法行為が露見し発覚して初めて現実的に作動する。したがって、日々生起する社会的・現実的必要への国家的対応という点で、〈司法権〉は全く受動的かつ消極的な存在にすぎない。したがって、国家権力の統一的組織化を担掌するものではない。これに対して〈立法権〉は、法律形態をとった法的規範を裁可・決定することによって、〈執行権〉を實質的に支配し従属させているようにみえる。したがって〈立法権〉こそが、他の二権を従属させた實質的な最高権力であり、この立法権をとおして国家権力の統一的組織化が可能になっているという見解も当然ありえる。しかし、〈立法権〉は、国家的対応を必要とするあまりにも膨大な個別的・特殊の事態への、法律の定立による普遍のかつ媒介的な、一般的・原則的な対応しかできない。だから、〈立法権〉をとおしての国家権力の統一的組織化もまた不可能である。最後に、〈執行権〉は、〈法律〉を前提としながら、膨大な個別的・特殊の事態の出来に対して、迅速かつ具体的・直接的な実践的対応をおこなうことができる。というわけで、国家権力における組織的統一性は、何よりも〈執行権〉中心にして実現されざるをえないのである（第1節 第3項〈三権分立〉と国家権力の組織的統一）

参照）。

第15章 政治形態をめぐる諸学説

本章では、プラトン、アリストテレスに始まり近代の政治思想家たちにはいたる、政治形態をめぐる古典的学説が取り上げられ、批判を加えられているのであるが、ここでは、その詳細にわたることは省略し、古典学説批判の前提となる、滝村独自の〈政治形態〉論（国家形態）論についてのみふれることにする。

第1節 第1項 政治形態と国家形態

〈政治形態〉論は三権分立論を前提とする。滝村は「総説 第二篇」で、政治形態とは政治的・国家的「組織的権力」レヴェルでの権力形態であると指摘している。権力形態とは組織的権力の制度的な編成と構成形態を、規範としての「組織的」意志決定形態に即して取り上げたものである。すなわち、規範としての意志決定の仕方の問題にしているのである。だから、政治形態の場合には、だれが、いかなる存在が、国家的意志決定権を掌握しているのか、あるいは、誰による、いかなる存在による国家的意志決定権の掌握を可能にしている政治体制なのか、が核心的な問題となる。したがって、近代以降定着した三権分立制を前提とすると、政治形態把握の中心は、三権の組織的・制度的構成いかんの問題になるし、とりわけ法規範としての国家的意志の決定にあたる立法権の掌握をめぐる議会と政府―執行機関の關係いかんの問題に収斂されることになる。

そうすると、政治形態把握の問題は、当該国家の組織的諸個人が、自己を規制し拘束する法的規範としての国家意志決定に直接間接に参画できるか否かという点に大きく収斂されていく。したがって、政治形態には大きくみると論理的には二つの形態しかありえない。一つは、当該国家の組織的諸個人が国家意志決定に直接間接に参画できる形態、すなわち、三権分立制を前提とするならば、立法権を独占的に掌握する機関としての議会が、政府―執行

機関とは別個に分離、独立化している政治形態としての「民主主義」である。いま一つは、当該国家の組織的諸個人が国家意志決定に参画できず、ごく少数者が国家意志決定権を独占的に掌握している形態、すなわち、同じく三権分立制を前提とするなら、立法権を實質的に政府―執行機関が吸収してしまっている政治形態としての「専制」である。

そのうえで、「民主主義」も「専制」もそれぞれ二つに分かれる。「民主主義」においては、諸個人による意志決定への関与と参画がより直接的な場合を「直接民主主義」、より間接的な場合を「間接民主主義」という。「専制」においては、意志決定権の独占的掌握が、単一者に集中されている場合「親裁」体制といい、数人の有力者の合議制という形をとっている場合を「寡頭専制」とよぶ。

第六篇 国家権力の現時的構成

「第六篇」とそれに続く「第七篇」では「国家権力・国家」の現実的構成の問題が扱われるが、現実的構成は、二つの側面から取り上げられる。一つは、国家権力中枢に焦点を絞った、特殊に政治形態としての現実的な構成の問題であり、いま一つは、国家権力を、その直接の姿態と態様において全体的かつ統一的に取り上げ、その「中央―地方的」構成と展開形態に焦点を合わせるものである。いふまでもなく、後者は、国家権力による「社会」の直接に現実的な「国家」的構成と組織化のために必然化されるものなのである。

この両者はともに、「統治・行政」の實質的構成原理と「三権分立制」という形式制度的構成原理の二重の構成原理からの根本的な規定と規制を受ける。この根本的規定・規制とはどのようなものであるかの追究が、六篇・七篇の内容の核心をなすといつてよいであろう。以下この点に留意しつつ、国家の「現実的構成」の問題がどのように解明されているかを検討していきたい。

第17章 国家権力の政治形態としての現実的構成

第1節第1項 政府諸機関の二重化

「政府（執行権力中枢）」は統治活動を担掌する統治権力としての根本的性格をもっている。これに対して議会は本質的に行政的諸活動を直接規定する行政的意志決定機関であると滝村は論断する。そして、滝村がいうには、このことには歴史始源的な根拠がある。国家権力は歴史始源的には何よりも専制的な統治権力として成立し発展した。そこでは、執行権力があらゆる国家意志の裁可・決定権を独占的に掌握したところの専制的統治権力として君臨していた。この専制的統治権力から行政的意志決定権だけを付与される形で議会は分化・独立してきたのである。

とはいっても、統治権力としての根本的性格をもつ政府、本質的に行政権力である議会在それぞれ他の側面・性格を全く有しないというわけではない。執行権力としての政府諸機関についていうならば、歴史始源的には統治活動上の諸機関の形成と発展が先行したうえで、後に行政活動上の諸機関が内部に発生し成長してくるのである。大雑把に腑分けすれば、外政にかかわる外務・国防・通商貿易、内政にかかわる内務・法務「司法」・財政「大蔵」などの諸省が統治にかかわる諸機関である。そしてそれ以外の農政・産業・建設・郵政・運輸・福祉厚生・文教などの諸省が行政にかかわる諸機関といえる。一方、「国家機関としての議会（国会）」自体にも「統治・行政」の實質的構成原理は貫徹している。本質的には行政権力である議会の全体的・統一的構成のなかに「統治」・「行政」的の分化が明瞭な形であらわれているのである。そのことが、「第17章第2節「議会」構成における二重化」とくに「二院制」の意味」で説かれている。

第2節「議会」構成における二重化

「二院制」とは、議会在第一院と第二院あるいは上院と下院とに

よって構成されていることである。いうまでもなく、歴史的には第一院・上院は貴族院から、第二院・下院は庶民院から出発したものである。では、二院制とは近代欧米の個別歴史的経緯（事情）から生み落とされたものにすぎないのであるか。そうであったとしたら、貴族が存在しなくなったり、存在したとしても現実的には全く無力な存在になった段階で、議会の二院制形態は消滅してもおかしくはないはずである。にもかかわらず、二院制は、近代以降の議会制民主主義国家における議会の一般的な組織的編成形態として採用されてきた。その根拠はいったどこにあるのか。そう、滝村は問いをたてている。政治学の通俗的教科書の答えは、議会が法律の裁可・決定を行うその重要性に鑑み一定の時間をかけた慎重審議が必ず要だからとか、一院制にすると議会権力の強大化が避けられないからといったものである。こんな説明で二院制の根拠が納得できるであろうか。筆者は以前からこのような解釈に疑問を感じていた。少しも論理的な把握ではないからである。滝村の解答は思わず目から鱗が落ちるほど鮮やかなものである。以下、その内容を要約する。

二院制が議会の一般的な組織的編成形態として採用されてきた根拠は、法律形態をとった国家意志の裁可・決定を、主として「統治」にかかわる意志決定機関と主として「行政」にかかわる意志決定機関とに専門的に分化させたところにある。すなわち、第一院「上院」が「統治院」、第二院「下院」が「行政院」としての根本的性格をそれぞれ客観的に付与されたことにある。

どういうことだろうか。議会（国民議会・国会）の歴史的先駆形態は西欧諸国における等族会議「身分制議会」であるが、この等族会議「身分制議会」は、各地に君臨してその覇権を競いあつた聖・俗封建領主階級が王国ないし帝国の統治に直接かかわる重大事の出来に際して不定期に招集された「統治者会議」としての根本性格をもっていた。ここでいう重大事とは、外政とくに外戦にまつわる宣戦・休戦・条約・同盟および軍役賦課転じての軍役代納金としての租税の賦課などである。すなわち、もともと等族会議「身分制議会」

は王権を軸とした封建的寡頭専制体制における統治院としての性格をもっていたのである。しかし、下級貴族「騎士」層や市民的諸層が新しい社会的勢力として台頭すると、その代表者が結集する組織（庶民院・下院など）は高位聖職者・諸侯の結集する組織（貴族院・上院）と対比すると相対的に行政院としての性格を強めていくのである。

かかる直接の歴史的経緯の背後に国家意志決定における統治・行政分化としての二院制形態現出の強度の一般的な傾向性を看取できると滝村は説く。それは、「近代」という歴史的・社会的諸条件の生成が前提になっているのである。「近代」は、都市や村落を軸とした地域的社會における原生的で血族的な社會組織の共同体的構成を分解させる。それによって王国ないし帝国としての枠組みと根幹に直接かかわる統治意志決定だけでなく、従来は全く放置されてきた、各地域的社會の内部的な經濟・社会的利害と活動にまで直接の國家的関与と介入つまりは行政としての保護・統制が必要かつ必然とされるのである。こうして、統治・行政分化としての二院制が必然化されるわけである。

続いて滝村は、議会の内的機関（本会議や委員会など）、議院内閣制、「大統領」共和政について論及しているが、ここでは省略して、「統治・行政原理による政治形態の規定」の問題を筆者は取り上げようと思う。なぜなら、本書の論理展開の卓絶さを知るうえでは、統治・行政原理の政治形態への規定性・論理的貫徹性をあとづけてみるのが最もわかりやすいと思うからである。

第5節 統治・行政原理による統治形態の規定

外政を中心とした統治活動は、同種の対立・競合者との絶えざるせめぎあいのなかで、常に「戦争状態」への転化の可能性と危険性をはらんでいる。それは、国家として組織され構成された社會それ自体の存立と興廢に直接かかわる性格をもっている。そして、「統治」活動は意志決定における高度の専門性と計画的、のみならず機

動的な迅速性さらには厳格な機密性などを要請する。したがって、統治活動においては、意志決定権がごく少数者に集中される（専制的）権力形態成立への強度の一般的傾向性があるのである。すなわち、統治活動は専制的な意志決定形態を呼び起こす。

では、（行政）活動にはいかなる意志決定形態がふさわしいのであるうか。（民主主義的）形態がふさわしいというのが滝村の論断である。経済・社会政策を中心とする（行政）は、絶えざる対立と競争を繰り返す諸階級・階層、諸産業・業種、そして諸地域間における、経済・社会的な利害の調整と調停をその内的な実質としている。もし、この利害の調整・調停が、専制的支配者による一方的な質的裁断という形態でなされた場合、当事者間に大きな不満が醸成されるのは当然であろう。したがって、経済・社会的利害をいったん数量的に還元させたいうで、政治的・国家的レヴェルにおける、それぞれの配分ないし取り分を、民主主義的に決定することがこそが、最も人々にとつて説得的なことであるというほかないのである。

第18章 議会制民主主義と（政党）

この章では、国民諸層の現実の利害にもとづいた特殊の意志を、（法律）形態をとつた普遍のかつ一般的な国家意志へ転成させるへ主要かつ最高の媒介機関としての（議会）を、議員とその政治的結合と組織化にもとづいた（政党）に焦点を絞つて説明しようとしている。

第1節（議員）とは何か—地方代表が国民代表となる根拠—

（近代民主政治）は特殊に（政党政治）という形であらわれ完成される。では、議政党とは何か。政党が個々の議員の直接の組織的結合に起源をおく以上、議会の設置にもなつて登場してくる議員を、国家「権力」と国民「社会」との、公的媒介機構「装置」を軸としたトータルな政治的関連のなかで把握することが、（議政党）というものの本質解明にとつて必須なことであろう。かかる、

立脚地にたつての滝村の説明を以下見ていくことにしよう。

個々の（議員）は、直接にはすべて各地方で選出された各地域社会の政治的代表すなわち（地方代表）である。つまり国民代表としての議員は抽象的な意味での全国民の政治的代表ではない。それは特殊に各地域社会から選出された各地域代表という形をとつてあらわれるほかないのである。そこで、このことを形式的・現象的にみると、各（地方代表）が国民社会全体にかかわる法的規範としての国家意志の裁可・決定、すなわち（国政）をおこなっているのではないかということになる。そして、（国政）としての国家意志決定は、各地方代表が直接背負つた各地方的利害相互の単なる利害調整と妥協以上の意味がないという俗論が幅をきかせるようになる。しかし、問題はそのように単純なわけではないのである。

まず、近代以降の地域社会は、近代以前におけるような政治・経済・分化のすべてにおよぶ割拠の独立性を全くもっていない。各地域社会は相互に不可分の有機的連関をもつて統一的な国民社会を構成しているのである。それゆえ、各地方は、当該地域社会としての形式的な独自性とともに、地域社会が直接に国民社会を構成することから、（国民社会）としての（一般性）をも内在させている。だから、直接には各地域社会から選出された各地方代表が（国民代表）としての普遍的（一般性）をもつて登場することができるのである。かくて、議員（各地方代表）は、法律としての国家意志の審議・決定において、その選出母体である当該地方の利害のみならず、国民社会全体にかかわる国家的利害を、地方的利害以上に粗上に載せることになる。では、（地方的利害）・（国家的利害）とは何か。

地方的利害とは、第一に（中央）からのとくに財政・税制上の保護・援助の獲得である。第二は、当該地域社会全体にとつて必要かつ有用でありながら、各級地方的機関では手に負えない規模と性格をもつた、公共土木事業や大企業誘致などである。

一方、（国政）の核心をなす国民社会全体にかかわる（国家的利害）とは、（社会）「国民社会」の国家「国民国家」としての組織的構成

と枠組みに直接かわる事柄」と、「社会」「国民社会」構成諸個人の社会的活動と生活に対する保護と規制「統制」から成り立っている。前者は、国民社会全体の維持・発展にかかわる外政とくに政治外交と治安・文教さらには経済外交としての通商貿易政策や金融政策などとしてあらわれる。また後者は、国民的な諸階級・階層また諸産業・業種にとつての特殊利害でありながら、いずれも「国民的共通利害」という外装をとつた経済・社会政策として押し出される。

第2節 議員の〈政党〉結集の根拠

まず、〈政党〉というものが存在せず、個々の議員がときどきの必要と個別のテーマ・問題ごとにその共通性において結集するとなつた場合、どんな弊害・問題点が考えられるだろうか。第一に、〈議会〉としての迅速かつ機動的な意志決定がきわめて困難になるだろう。第二に、当該国家権力による国家的諸活動が、ときどきの思いつきに終始して、長期的な戦略性・計画性と政策的一貫性をもつことができないであろう。如上のような問題点の解決のためには、〈議員〉たちが予め他と区別される政治意志の共通性においてできるだけ大きく結集しておくことが必要であろう。そうしてこそ、意志決定の迅速さと、意志内容の一貫性の保持が可能になるのである。〈議員〉が、一時的ではなく恒常的な組織たる〈政党〉に結集する理由はかかる点にあるのである。

では、「他と区別される政治意志の共通性」というところの〈議員〉の「政治意志」とは何であろうか。個々の議員が〈議員〉であるかぎり、うちに抱懐しまた直接要請される政治意志は、相対的に区別されるべき三つの部分から成り立っていると滝村は説いている。その三つをみていこう。第一は、議員が日々直接に代弁している、地方的また全国的・国民的形態をとつた現実的利害（内容的には諸階級・階層また諸産業・業種の経済的利害）のレヴェルである。これらの現実的利害が、ときどきの国家〈行政〉の中心である経済・社

会政策へと転成されていく性格をもっていることはいうまでもないであろう。第二は、大きく国際世界における、当該国民社会の国民国家としての維持・発展をめざした、長期的戦略と基本政策のレヴェルである。したがって、これは〈統治〉を中心に、より政治的觀念性の強い、またより〈統治〉に近い、〈行政〉の骨格的部分を包含している。そして第三レヴェルは、第一レヴェルを包摂した第二レヴェルの基本政策を、さらにより高次の論理的抽象性において大きく包括し、思想的に位置づける当該国民国家「国民社会」の根本的政治理念である。それは、追求すべき理想的な「国民国家」とはいったいかなる〈政治—経済〉体制なのかという、社会構成の統一像の提示なのである。

そこで、各議員の〈政党〉としての組織的結集は、各自が把持すべき政治的意志の三部分のうち、とくに第三レヴェルと第二レヴェルにおける共通性にもとづいて行われることになる。それは、政治的理念と「統治・行政的」基本政策を、〈綱領〉という形の組織的規範としたうえで結集である。

第3節 政党存立の思想的・社会的基礎

次に問題とされるのは、〈議員〉の諸政党としての分立と独自性を決定づけるものは何かということである。それを決定づけるのは、先述でいうところの第三レヴェルの政治的理念の性格である。では、それにはどんな選択肢が考えられるのだろうか。政治的理念としてどんなものが想定されるのだろうか。滝村がいうには、現実的にはそれは二つしかないのである。すなわち、「大きくみて国民国家の理念と現状を基本的に肯定するか、それとも否定するかの、二つに一つしかありえない」（下六六頁）のである。ただし、三つめに、あらゆる社会的・国家的レヴェルでの権力を否定するアナキズムという選択肢も考えられないわけではないが、これが全く非現実的なものであることはいうまでもない。したがって、現実的には二つに一つという選択しかありえないのである。

「国民国家の理念と現状」の肯定とは、(体制)としては政治における(議会制民主主義)、経済においては(自由主義経済)が必然化させる(資本主義体制)、つまりは(議会制民主主義—資本主義経済)体制を承認することである。一方、「国民国家の理念と現状」の否定とは、端的には、議会制民主主義に換えて、プロレタリア独裁の専制国家、そして資本主義経済体制に換えて、その根本的止揚による社会主義経済体制を提示するマルクス共産主義の思想理念である。したがって、最も根本的な政治理念からいうならば、政党は二種類に分かれるわけである。つまり、(議会制民主主義—資本主義経済)体制肯定の政党と(議会制民主主義—資本主義経済)体制否定の政党とである。

第4節 二大政党制とその根拠

そのことを前提としたうえでみると、(議会制民主主義—資本主義経済)体制肯定の政党は、大きく二つの立場と発想に収斂される一般的傾向性をもつということができると滝村は説く。そして、二大政党制なるものはこの意味での二つの立場と発想にもとづいているといっているのである。どういふことか。二大政党は、その政治理念と基本政策のアクセントが、外政を中心とした(統治)を重視するものと、内政を中心とした(行政)におくものとに別れる傾向にあるということである。前者は、国際世界における当該国家の維持発展を重視する(統治)政党である。後者は、労働者や社会的弱者の保護・救済を含めた、経済・社会政策の推進を掲げる(行政)政党である。かかる論断は米國やイギリスの二大政党制の根拠を最も説得的に解明するものである。筆者にとつて全く目から鱗が落ちる思いであった。いうまでもなく、共和党・保守党が(統治)党であり、民主党・自由党(のちに労働党がとつてかわる)が(行政)党なのである。

だから、この二大政党間の政権交代には意味がある。「統治党の政権下では、たとえ外政面での華々しい成功によつて、(国家の威

信と栄光)といった観念的な名誉と矜持を獲得できても、実益という点で潤されるのは、一部の支配層だけ。そして一般の国民には、多大の犠牲が強いられる。五、一〇年単位の外交面での成功と失敗の影で、疲弊し切つた内政への大がかりな(行政)的てこ入れが、どうしても必要になる。こうして、外政にはからきし弱い行政党にも、出番がやってくる。そして、内政面での建て直しが完了すれば、また統治党による本格的な外政が、展開されることになる」(下七二頁)。

第七篇 国家・国家権力の現実的構成

ついで、「第七篇 国家・国家権力の現実的構成」に移ろう。滝村は、ここでは、国家的支配を、直接に現実的な具体的姿態と態様に即して取り上げている。すなわち、諸個人の経験的な活動と生活のレベルに直接・間接に波及してくる国家的支配を、その直接に具体的な活動と組織・制度の側面から追究するのである。したがつて、ここでは社会的諸個人の諸階級・階層としての一般性ではなく、諸個人の日々の社会的活動と生活の直接的な存在形態が問題になる。つまり、諸個人を直接の場所的・空間的存在形態において取り上げるのである。諸個人の活動と生活拠点である特定地域(場所・空間)を最大限に外延すると、それは(領域・領土)の問題にぶちあたる。かくて、(現実的構成)に関する滝村の考察は(領域・領土)から始まる。

第21章 (領域・領土)とは何か?

直接には(国家)として構成される(社会)の、自然的生存条件としての特定(地域)が、他の(国家としての社会)との外的諸關係において確定されたとき、この(社会的生存圏)としての特定地域を(領域「領土・領海」)という。もっと正確に規定すると、「領土とは、外的諸關係のなかで、国家権力によつて排他独占的に囲い

込まれた社会的生存圏としての特定地域「土地空間」である」(下
一一頁)ということになる。では、この「領域」構成が外的国家
関係のなかで確定されることにはどんな意味があるのだろうか。

「領域・領土」構成は、周辺近隣諸国との外的国家関係のなかで、
当該国の国力だけではなく、結集された総体としての政治的パワー
のいかんにもとづいて、平和的また暴力的におこなわれる。つまり、
領域・領土という形をとった、国家による特定地域としての「土地
の排他独占的な囲い込み」は、他の諸国からの触手と侵害を、実力
的・強制的に排しての確定なのである。それゆえ、領域に対する国
家権力の支配権を、たんに両域内部の社会的諸個人に対する政治的
支配権と解することはできない。この支配権には、特定場所「地域」
の領土的構成を、強制的であれ、平和的であれ、周辺近隣諸国に同意・
承認させているという意味での、外的国家支配権が含まれているか
らである。そして、この外的国家支配権が歴史的にも論理的にも内
的国家支配権の前提になっている。それゆえ、「統治領域」としての
領土」の確定という場合には、歴史的・論理的な、外的国家支配権
の枠組みの先行的成立をふまえたうえで、外的国家支配圏と内的国
家支配圏との直接的な統一と二重性において把握する必要があるの
である。滝村にとって、いうまでもなく、「統治」とは、「国家権力
による社会の国家的構成」を意味する。そして、その「国家的構成」
とは内外の危難から社会総体を維持・遵守する、外的国家構成と内
的国家構成との統一なのである。かかる意味で、統治権力は自らの
うちに二重性を含んでいる。「統治領域」としての領土」の確定が「二
重性」において把握されなければならないのは、この統治権力の二
重性に由来しているのである。

第23章 国家権力の「中央—地方的」構成

第1節 「統治領」における各級「地方行政区画」の設定

特定「地域」の「領域」としての確定をなしとげた国家権力は、

つぎには「統治領」としての領域を構成する多数の地域的社会的な
それぞれを政治的に組織化し、直接的統制と掌握を可能にしなけれ
ばならない。そのためには、「領域」の全体を、各地域社会を基本
的な構成単位へと区分することによって、国家権力による直接的対応
を可能にするのである。この各地方区画の設定は、一般に「州—県
(郡)—市町村」という具合に各地域社会の全体から各部・各級レ
ヴェルへと細分化される。そして国家権力は、設定された各級地方
区画に直接対応する形で、各級地方的権力「諸機関」を設置する。
これにより、各級地方区画に即して、各級地方的諸機関を軸とした
各級地方政治組織(地方公共団体)が成立する。いうまでもなく、
これは国家権力中枢としての「中央権力」とは区別される、各級地
方権力の成立でもある。したがって、これを国家権力総体としてと
らえれば、国家権力の「中央—地方的」権力としての構成と展開を
意味する。

第2節 中央権力と各級地方権力

次には、国家権力と各級地方的権力との区別と統一的連関の問題
が、統治・行政原理の貫徹いかんという視点から追究されることに
なる。

まず、国家権力中枢としての「中央「統治」権力」は各地域社会
を統一的かつ有機的に包摂した、国民社会全体の現実的な必要に對
する一般的な対応権力である。それは、各地域社会では直接手に負
えない国民社会全体にかかわる特殊な事柄に実践的に対応しようと
するものである。すなわち、統治区域としての領域を確定し、外敵
の侵入、治安上の大きな事件に対して実践的に対応する。

これに対して「各級地方権力」は、「中央統治権力」が構成した領域・
領土の枠組みを前提としたうえで、国家権力の行政活動を担掌する
「各級地方」「行政」権力」である。この「各級地方」「行政」権力」は、
各地域社会で日々国家的対応が要請される「社会的諸事」に對應す
るという意味で「行政権力」なのであるが、この社会的諸事とは、

各地域的社會における諸産業・業種の当該地域の産業・業種としての、また諸階級・階層の当該地域住民としての共通の利害と要求である。具体的には、鉄道・道路・橋・トンネル・空港・海港・郵便・電信電話など物質的・精神的的生活にかかわる交通諸手段施設の建設・整備、電気・ガス・水道・消防・防災・防疫・医療・福祉・汚水処理・ごみ処理などの、住民生活に必須の前提的事柄、そして域内治安〔警察〕、学校・公民館・図書館・美術館・博物館・スポーツ・娯樂施設などの建設・整備といった教育・文化活動といったことである。

しかし、これらの社会的諸事のほとんどは、近代社會においては各地域社會を大きく超えた性格をもっている。とくに全国的・全社会的な性格をもった共通の事柄は、その規模と担掌主体としての技術的・財政的能力などからいって、個々の地域社會では手に負えない。それゆえ、國家としての中央權力による関与と介入が基本的に必要となる。具体的に見ていこう。郵便や電信電話事業などは全国的な公共事業に属している。地域の一般行政警察は、一元的に集権化された全国的な連関における各級地方警察として位置づけられている。学校教育とくに義務教育は、組織・制度教育内容も、大きく中央權力裁可の國家的枠組みのなかに位置づけられている。鉄道・道路・橋・トンネルなどは、各地域社會を横断的に貫く全国的な幹線網の建設を前提としている。防疫・医療・福祉などは〔中央「行政」權力〕による社會政策の枠組みを離れては現実化しえない。かくて、各級地方〔「行政」〕的權力は各地域社會に共通の利害と要求を政治的に吸い上げ、中央〔「行政」〕權力の指揮・主導の下での行政活動を遂行するのである。ここで付言しなければならないことは、中央權力は何よりもまずもって〔統治〕担掌權力ではあるが、〔行政權力〕としての側面も有するということである。そして地方權力はもっぱら〔行政〕担掌權力だということである。

第3節 〈中央集権制〉と〈地方分権制〉

如上のような中央權力・地方權力把握をふまえるとき、いわゆる

〔中央集権制〕と〔地方分権制〕の問題は滝村によってどう解明されるだろうか。

近代的國家權力としての統一的構成が前提となる限り、〔中央〕地方的〔權力構成〕には、実質的と形式的との二つの原則が貫徹されている。実質的というのは、中央權力が何よりも〔統治〕担掌權力、地方權力が〔行政〕担掌權力という統治・行政分掌の原則である。そして、形式的というのは各級地方權力による〔条例〕形態をとった政治的意志決定が、あくまで中央權力裁可・決定の一般的諸法を前提とし、その法制的大枠においてのみ有効性をもっているという点である。

そのうえでいうと、〔中央集権制〕と〔地方分権制〕とのちがいは、國家的諸活動の〔統治〕活動にはない。中央集権制だろうが地方分権制だろうが、〔統治〕を担掌するのは中央權力だからである。したがって、ちがいは、〔行政〕活動をめぐる〔中央權力〕と各級〔地方權力〕との分掌いかにある。地方行政活動の過半を中央權力が指揮し統制〔裁可・決定〕するのが〔中央集権制〕であり、逆に、地方行政活動の過半を各級地方權力が実質的に掌握している体制が〔地方分権制〕である。

では、統一的國家構成が確立しているという点では同一でも、なによえ近代國家において、ある國は〔中央集権制〕、ある國は〔地方分権制〕といった差異が生じるのだろうか。これは、直接には近代以降の統一國家形成の歴史的形態における対照的な差異にもとづくと滝村はいう。まず、〔中央集権制〕は、近代以前の專制的な統一的國家体制が、近代的統一國家形成に先だって確立されるという歴史的経緯のみられる諸國で一般的である。具体的には、イギリスやフランスである。これに対して、〔地方分権制〕はそれ自体政治的な独立性と経済的な自足性をあわせもった各地域的社會が、連合的に統一して〔連邦制〕形態の統一的國家体制を建設した諸國で一般的に見られる。ただし、〔連邦的國家体制〕が創出される形態は大きく二つに分かれる。一つは、最大最強の特定小國家・社會が、

その他の群小国家を政治的に束ね組織化するという形である。その典型はプロイセンによるドイツ帝国の建設である。そこでは、各王国とその国家的諸機関がそっくりそのまま（帝国）の各州地方的権力「機関」へと移行していった。いま一つは、それ自体が自由で独立的な小国家・社会であった各州の、対等な自由意志にもとづく連邦制形態をとった統一国家構成である。人工的に合成されたアメリカ合衆国がその典型である。

第4節 地方政治の特色

本節では、国民国家体制下における地方政治の特質のうち重要なものが二つほど取り上げられている。一つは、地方政治においては一般に政党色というものが稀薄であるという点であり、もう一つは、国家的諸活動の展開と遂行というものが、ときに「政治公害」として各地域社会・住民を襲うことがあるということである。

なぜ、地方政治においては政党色が相対的に稀薄なものになるのだろうか。そもそも、政党とは国会レヴェルでの議員組織であり、諸政党としての分立の根拠は、当該国民社会全体にかかわる政治理念と基本政策の差異と区別にもとづいている。そして、各地域社会レヴェルにおける（国家行政）活動の展開では、（国家統治）に直接かかわる諸活動は原則的に排除される。地方政治の特質は、国家行政に大きく対応した、各地域社会に固有の行政的公務の処理と解決にあるのだ。だから、地方政治に国政にかかわる各政党の政治理念と基本政策は直接には必要とされない。したがって、議会議政の各級地方的組織は、中央権力レヴェルでの議員および首長を送り出した選挙組織という以上の意味をもたない。だが、特定の地域社会に対して軍事基地の設置など、統治にかかわる問題が突きつけられたり、巨大な自然災害を前に、中央権力からかわる保護と援助が必要とされる場合には話が違ってくる。その場合には、各級地方レヴェルの選挙で候補者は、中央レヴェルでの政党との関係を強調したり、中央権力担掌の政党とのパイプを誇示したりすることになる。

第二の「政治的公害」とは何を意味するのだろうか。国民社会全体と各地域社会にとつて実践的遂行と解決が要請される諸問題に対応する、（国家）としての統治・行政活動それ自体が、場合によって種々の危険・汚染を地域社会・住民にもたらすということである。具体的に滝村が挙げている例は、軍事基地、原子力発電所、ごみ焼却場・汚水処理場などの設置といった問題である。ただし、軍事基地・原子力発電所の設置は、国防や当該国民社会全体のエネルギー供給政策の問題であつて、当該国民社会全体にかかわる国民的共通利害によつて媒介されている。そこには国政にかかわる政治理念と基本政策の問題が直接絡んでくるのである。したがって、軍事基地や原子力発電所設置に対する特定地域社会・住民の反対闘争は、必然的に中央権力を直接の標的にした純然たる政治闘争となる。一方、ごみ焼却場・汚水処理場設置反対闘争には国政にかかわる政治理念・基本政策はかわつてこない。したがって、これが（住民エゴ）とか（地域エゴ）といわれるのには根拠があるのである。

第5節 近代以前の領域・領土と（中央―地方的）権力構成

以上のように論述してきた、（近代）以降における（領域・領土）と（中央―地方的）権力構成の特質をいっそう明らかにするために、滝村は、近代以前の領域・領土と（中央―地方的）権力構成と近代以降のそれとを大きく対比している。

領域・領土は、近代以前の歴史的世界においては、一般に（王国領）ないし（帝国領）という形をとっていたが、その領域・領土としての確定と統一性、また長期的な安定性は極めて稀薄であつた。なぜなら、近代以前の（王国）（帝国）は、独立閉鎖性の強かつた多数の地域的社會が、暴力的かつ速成的に寄せ集められ、政治・経済・文化のラフでルーズな連関が一時的につくりあげられたものになつてなかつたからである。そこでは、都市や村落を軸とした各地域的社會が、経済・社会的な自足性と政治的な独立性を伝統的によつていて、この地域的社會圈自体が、直接に王国領や帝国領を構成したの

である。

では、この王国・帝国傘下におかれた各地域的社會圏を、そのまま「地方行政区画」として把握することはできるのだろうか。これは、理論的に厳密には地方行政区画ととらえることはできないというのが滝村の考えである。

「本論 第四篇第10章〈近代〉以前の国家的諸活動」で明らかにされたように、近代以前の国家的諸活動は、支配共同体ないし共同体支配者が多数の地域的社會を政治的傘下におさめるための外戦を中心とした〈政治・軍事外交〉と王国ないし帝国としての政治秩序を維持するための〈治安〉という、統治活動によってその過半が占められる。全体的に〈行政〉活動はきわめて未発達である。だから、近代以前の王国・帝国傘下におかれた各地域的社會圏を、近代的な意味で「地方行政区画」ということはできないのである。

では、その「地域的社會圏」はどのように規定されるべきなのだろうか。王権・帝権が直接官僚を各地域に派遣する場合（隋・唐以降の中国など）、直屬的統治権力が君臨する各地域的社會圏は、王国領・帝国領を直接構成する直轄的「統治区域」ないし「統治区画」であるということが出来る。それに対して、王権・帝権が、在地的支配者をそっくり安堵する場合、地方的権力は傘下の地域的社會を〈外的國家〉として構成する独立的統治権力をもっていないが、傘下の地域的社會を内部的に束ねる裁判・警察など〈治安〉権力は掌握している。したがって、この場合、地方的権力は地域的統治権力としての性格を半分ほどもつ。それゆえ、地域的社會圏は実質「小領土・領域」としての性格を半分ほどもつのである。

第24章 総括―國家の現實的構成と〈國家形態〉―

この章に関しては、國家權力による社會の國家的編成形態、という意味での國家形態の問題にかぎって言及しよう。この意味での國家形態には二種類がある。國家權力の〈中央―地方的〉權力構成が〈中央集權制〉としてあらわれるところの一元的國家構成と、國家權力

の〈中央―地方的〉權力構成が〈地方分權制〉としてあらわれる多元的な連邦制的國家構成である。

次に國家形態として問題にされているのは、その外部的拡大においてみられる二形態である。その一つは、〈帝國〉的國家形態である。これは特定國家が諸國家を強制的に併合・吸収する、新たな統一的國家構成であり、〈帝國〉的大國家構成の形態である。いうまでもなく、近代以前の歴史的國家構成は、すべてこの帝國的大國家構成をめざしていた。それはまた、世界政策の歴史的発祥と形成としての意味をもっていた。滝村の帝國論は以下の通りである。いまだ原始的な歴史的社會が、同系の諸部族を、もっぱら共通の外敵に対する軍事的な組織という形で大きく政治的に束ねたときに〈王国〉が成立し、その軍事的指揮中枢を担う支配者グループが支配共同体として王権を構成する。そして、この〈王国〉による外部的な政治的支配が数種の異系文化圏にまでおよび、多数の王国や部族的國家を直接傘下に収めたとき、〈王国〉を軸とした政治的支配圏の範圍を〈帝國〉とよび、〈王権〉は〈帝権〉へと転成する。しかし、近代以前の帝國は、すべて、支配共同体が、もっぱらその軍事的な実力によって、個々の王国や部族的社會を直接きりしたがえるという形で建設されたから、その政治的秩序はきわめて不安定である。傑出した軍事的指導者が、一朝にして大帝國を建設したと思つたら、その帝國が指導者の死とともに、あつというまに瓦解するのはそのためである。

近代以降の〈帝國〉的國家構成は、それを政治的に主導した〈國民國家〉自体、多数の地域的社會を有機的に束ねた統一的社會・國民社會を現實的な土台にしているという点で近代以前とは異なる。つまり、各地域的社會は、独立・自足性を粉碎された、國民社會の有機的構成部分へと転成している。そこで、この各地域的社會は、直接には〈中央―地方的〉權力形態をとつた國家權力の〈統治・行政〉權力としての二重の支配と組織化の下におかれている。

このことをふまえていうと、國民國家による後進的諸國の帝國的

包摂は、植民地・従属国全体の（統治権力）の、本国政府による実質的掌握によって実現する。すなわち、（統治権力）としての（外交・治安）権力と、その主要手段としての（軍隊）構成権の独占的掌握ということである。この点では、「直接統治」・「間接統治」との間に大きな違いはない。しかし、（行政権力）的活動のほうは、大体において現地民「植民地・従属国民」にそっくりゆだねられるのである。

このように帝国的国家構成の特質が、帝国構成者「支配共同体や国民国家」による、傘下諸国家・諸地域社会への外部的な（専制的統治）にあるという点が、近代の以前と以降とを問わない共通性である。

第八篇 国家の思想的・観念的構成

本篇にいたって滝村の独創になる体系はひとまず完結を迎えるわけである。そして、ここで取り上げられるのは、滝村の理論体系の核心をなすところの（国家権力の実質的構成）・（国家権力の形式制度的構成）・（国家権力の現実的構成）の三つを思想的・観念的に規定するさまざまな法規範、その法規範を直接観念的に規定している思想・観念とくに宗教や政治的な思想・学理的理論の問題なのである。この問題は、詳細に論じようとするならば、相当の多分野にまたがることになり、いたずらに長大な論述になるであろう。だから、滝村は論点を大きく絞って（思想的・観念的構成）の問題を説明しているのではあるが、筆者は、拙稿の論述のいたずらに長大化するのを恐れ、ここでは、滝村の取り上げた論点のうちの一、二についてのみふれることにする。

第25章 国家と法

まず、（法（的規範））と国家の関連の問題である。たとえば、ケルゼンのように「国家は強制秩序であり、それゆえ法秩序たりうる

にすぎない……国家は相対的に集権化された法秩序であ」と断定し（4）、いわば国家法となえる論者がある。そうまではいわなくても、「いかなる国家も法なくしては存在し得ない」（5）「法は国家にとって本質的であるから、国家の完全な認識はその法的性格を知ることなくしては不可能である」（6）というイエリネクの言もある。国家の法学的解明・解釈によって国家の本質論的な理論的追究にかえるドイツ国家学流の方法には今日においても無視しえないものがある。滝村は、かかる立場に対しては以下のような批判を加えている。

（法（的規範））は、総体としての社会が国家・国家権力構成を必要かつ必然とした限りにおいて、観念的に呼び出し創出した社会的な一般意志としての公的規範である。したがって、それは、国家・国家権力との大きな統一の関連において位置づけられ把握されなければならない。（法（的規範））は社会的規範の一種であるが、社会全体つまり諸個人および結集した諸個人よりなる組織の全体を、有無をいわずに規制し拘束するだけの強制力（国家を背後に控えるGewalt）を有しているという一点で、他の社会的諸規範とは大きく区別される。すなわち、法的規範としての社会的規範としての特殊性は、社会全体を国家として強力に組織し構成するというただ一点にある。この意味で法的規範はすべて（国家法）であり、国家それ自体の観念的表現である。国家を抜きにして法だけを取り上げることはできないのである。

このような批判をふまえて、滝村は法的規範を形式的には大きく二つに区分する。一つは、社会を国家として組織・構成するための国家的諸活動にかかわる諸法であり、もう一つは、その国家的諸活動を直接指揮・主導する国家権力それ自体の組織的構成にかかわる諸法である。前者の国家的組織・構成諸法としては刑法・民法・商法・経済法・社会法などをあげることができ、後者の国家権力組織構成法としては憲法・行政法などがある。まず、憲法・行政法について滝村の論述をみておこう。憲法は国家権力全体の組織的構成を規

定する。したがって、ここでは国家権力中枢の政治形態としての現実的な構成と、国家権力の「中央―地方的」展開と構成が規定される。これに対し、行政法はあくまで、憲法規定をうけて、国家権力を構成する多数の特殊の諸機関の個々について、その組織と活動を細かに規定したものである。したがって、それは憲法のように単一法規としてではなく、集積された個別的諸法の総体として存在する。

しかし、憲法はたんなる国家権力組織構成法ではない。社会的諸個人を国家構成員としての国民として組織・構成し、その具体的な権利と義務を明確に規定するのである。つまり、憲法は社会の国家的構成法でもある。また、憲法は一般にその前文において当該社会の国家としての政治的思想・イデオロギーを宣明しているが、これは憲法の理念・精神として他の諸法の思想的・イデオロギー的前提とされる。したがって、憲法には当該社会の経済・社会的様式と体制、さらにそれにまつわる伝統的慣行・習俗までが映し出される。かくて、憲法は当該社会構成全体の法的観念的構成としての意味をもつことになる。

このように諸法は大きく形式的には国家と国家権力の組織的構成法に区分された。しかし、これとは別に諸法は、その内的性格のいかんによっても二種に区分されると滝村は指摘する。それは、社会全体の政治的秩序維持に直接かわる諸法と、社会の経済・社会的秩序維持にかかわる諸法との区別である。そして前者は、国家的「統治」活動の前提となる諸法、具体的には憲法・行政法・刑法・訴訟法などであり、後者は、社会的諸個人の経済・社会的諸活動の保護と統制にかかわる諸法つまりは国家的「行政」活動の前提となる諸法、具体的には民法・商法・経済法・社会法などである。そして、この統治関連諸法と行政関連諸法との区分は、従来ドイツ・フランスを中心とした大陸法圏で提起されてきた「公法」・「私法」という概念的区分にほぼ対応させることができる。滝村は論じている。ドイツ国法学でもついに概念的に確定されることがなかった「公法」・「私法」は、それぞれを「統治関連諸法」・「行政関連諸法」として

把握するときだけ根拠があるというのが、滝村の結論なのである。

「国家と法」の問題に關しての滝村の筆はさらに、公法・私法の歴史的形成の問題、公法・私法と社会との関連、社会主義国家の憲法、戦後の日本国憲法の特異性という具合にのびていくのだが、拙稿では取り上げずに省略させてもらい、つぎに「26章 国家と宗教」での滝村の論究がどのようなものであるかを検討していくことにしよう。

第26章 国家と宗教

この章での滝村の問題意識は極めて明快である。近代以前の国家・国家権力はすべて、その存立自体が「宗教」と結びついていた。つまり、いかなる国家権力も「宗教」的庇護なくして、その存立がありえなかつた。一体それはどうしてか。宗教と国家の不可分の結びつきという近代以前のあり方に対して、近代以降の国民国家になると、いわゆる「政教分離」が一般的な原則になる。一体それはどうしてか。滝村の説明を聞くことにしよう。

第1節 〈近代〉以前における〈国家と宗教〉

まず、なぜ近代以前の国家・国家権力は宗教の庇護を必要としたのだろうか。「総説 権力とは何か「権力論」の「第四篇 第7章 思想的・イデオロギー的支配とは何か？」でも簡単にふれていることであるが、近代以前の国家権力がすべて専制的に構成されざるをえなかつたことにその理由がある。滝村が繰り返し指摘するように、近代以前の国家はすべて、支配共同体ないし共同体支配者という形をとった、特定地域社会に立脚した国家権力が、その軍事的な實力によつて多数の独立的な地域社会を政治的に束ね、王国ないし帝国として組織したものである。そして、この王国ないし帝国としての国家的構成の内実は、国家権力（支配共同体ないし共同体支配者）が傘下の地域社会から、貢納租税・軍役形態での剰余労働を外部的に強制し収奪するという意味での専制的支配であつた。このよ

配を長期的に安定させるためには、特定の神的・宗教的観念による当該支配の聖化と神秘化がどうしても必要になったのである。

そして、このような専制的国家支配に対する宗教的神格化には大きくみて二つの形態があると滝村は指摘する。その一つは、専制的国家支配者自体に対する神格化が、実質的な現人神化をもたらしただけである。これはアジア・古代オリエント諸域で典型的にみられた。もう一つは、王権ないし帝権などの専制的権力が、外部的で独立的な神的・宗教的権力による裁可・承認を受けるといふ形態である。これは、専制的国家権力の強大な一元的集権化が不可能であった西欧諸国で典型的にみられた。〈政教分離〉の原則が確立したのは西欧諸国においてであるから、当然に滝村の筆は西欧諸国における政教関係の論述が中心になつていく。

第3節 〈政教分離〉についての総括

西欧中世世界における宗教権力たるローマ教会は、諸国の王権ないし帝権を神的に承認し正当化する限りにおいて、国家統治にかかわり、政治的性格「政治的権力としての性格」をもった。また、そのかぎりにおいて、王権や封建諸侯から膨大な土地寄進と寺院建立を受け続け、特権的な封建領主的権力としても登場した。そして、西欧諸国に展開した教会「宗教組織」は、形式的には依然諸国の王権ないし帝権の政治的傘下におかれていたが、少なくとも一二世紀以降、王権や帝権との闘争のすえ、〈僧職叙任権〉の実質的掌握に成功する。これによって、ローマ教皇を頂点とする教会は、宗教にかかわる限り、すべての世俗的権力を服従させた最高の神的権力として完成され、君臨することになる。

では、近代における国民国家構成の進展にともない、西欧において宗教が政治と公法の分野から排除されるにいたつたのはなぜだろうか。その直接的な原因は、〈専制国家〉から〈議會制民主主義〉への政治形態における構造的転換にある。〈議會制民主主義〉が制度的に進展し定着すれば、国民はその政治的代理人を通じて自らの

政治的意志を国家意志へと大きく転成させることができる。社会・国民にとつては全く無縁で敵対的な政治意志が、外部から国家意志として一方的に、専制的に押しつけられることはなくなる。したがって、国家的支配を神的・宗教的ヴェールによって包み込む必要と必然自体が消滅してしまう。もちろんそれだけではなく、近代国家は、その根本理念ないし構成原理として、国民諸個人に国民国家としての枠組みを現実的に破壊し侵害しない限りでの、現実的・觀念的な自由を保証している。それゆえ、国民全体の一般的な総意にもとづいて活動し、組織されているはずの国家権力が、多くの宗教の中から特定の宗教「教団」を国教として選別し、特別の保護と援助を与えることは、信仰の自由の原則に反することになるのである。

かくて、滝村は議會制民主主義の制度的進展と定着にともない、完成された国民国家としての政教分離原則を次のように概括する。それ自体専制的に構成された宗教的組織「権力」が、直接に政治的意志をもって組織化されること、つまり、宗教的組織の政治権力化を禁止することが政教分離原則である。すなわち、当該宗教「組織・教団」は、諸個人をその教義によつて精神的に支配「規制し拘束」しているからといって、この世に存在する社会的諸個人として日々必要とされる現実的な意志・觀念の総体まで絶対的に、専制的に支配してはならないということである。これが、宗教改革からドイツ農民戦争、三〇年戦争までの一世紀半にもおよぼうとする宗教戦争の殺し合いと荒廃のなから徐々に形成されていったものであることはあらためていうまでもない。

しかし、とはいっても、欧米先進諸国では一般に特定宗教つまり新旧のキリスト教が、国家的に保護・承認された特別の優越的地位を保持してきた。もちろん、この優越的地位というのは、かつてのようなそれ以外の宗教すべてを禁止し、弾圧するという意味での国教ではないが、優越的な地位を有していることは確かである。では、何ゆえ、特定宗教に対する国家的保護と優越的地位が許されているのか。簡単にいえば、キリスト教が国民社会と市民的権利の維持・

遵守に対応させられたからである。いいかえれば、近代キリスト教は、近代社会を構成する市民的諸個人が心的に堅持すべき社会的倫理規範を直接提供する社会的宗教としての性格を長い時間かけて強めてきたのである。

さて、右でふれたように、統治理念としての政治的思想は近代以前には、一般に宗教・神学的形態をとってきたが、近代以降は宗教・神学的体裁を完全に払拭した形で構成され押し出された。そしてそれは、一般に「国民国家」思想として概括できるものである。「第27章」では、国民国家的支配に直接かかわるかぎりでの政治的思想が取り上げられる。

第27章 〈国民国家〉思想と人権論

近代の国民国家思想を、人間社会の世界史的な発展レヴェルからとらえるならば、「古典古代」における、都市共同体レヴェルで先駆的に発芽した「個人―共同体」思想が、国民社会レヴェルにおいて、より発展した形で復古され、全面的に開花した根本的性格をもっている。その思想的な核心と要諦は、平時における諸個人の市民的自由と一旦緩急あつた場合における、すべての国家構成員としての市民に義務付けられた減私奉公的な献身とが不可分に統一されている点にあるというのが、滝村の結論的見地である。その内在的論理を滝村にならつてあとづけると以下のようになる。

市民としての個々人は一方において、社会を主体的に構成する存在として、自由な現実的および精神的・觀念的な活動が市民的権利として原則的に承認された。しかし、他方において、市民としての個々人の活動は、他と区別される「社会としての全体的な連関と統一性」を歴史的な舞台として展開される。この意味で彼ら個々人は、全体である社会によつて包摂され、社会の中の部分的存在である個人として位置づけられている。したがつて、その彼らが、「内」・「外」からの危難によつて根本の前提的な存立条件（つまり他と区別される「社会」の存在）の破壊と解体の危機に見舞われた場合は、「社

会それ自体の維持と遵守」という発想が呼び起こされて、直接には国家という形をとつた「社会」の側からの全体的な規定と拘束を受けざるをえない。とりわけ「外敵」からの軍事的な侵略といった「社会」全体の存亡と荒廃に直接かかわるような事態が勃発した場合に「市民」としての諸個人は、武器を手にして「祖国の防衛」にあたらなければならぬ「国民皆兵」とされた。

このように、近代において全面的に開花した「個人主義」には直接には国家としてあらわれる「社会」からの規定と拘束が大前提となつている。いいかえれば、「個人主義」は個人に対する社会的な規定と拘束が、直接には主として「法律」形態をとつた法的規範「国家意志」による規定と拘束としてあらわれるという意味で、「国家主義」を前提としてのみ主張され、かつまた承認される。また、「国家主義」は、「個人主義」を実現し、保障するものとしてののみその全体的な規定と拘束性を發揮するものとされた。かくて、近代の国民国家思想には、「市民主義」と「国家主義」とを不可分に統一的に融合させた、「市民―国家」主義としての実質が内在しているのである。

国民国家の思想的構成原理は「市民―国家」主義であつた。そして、この国民国家思想は、「人権論」によつて直接思想的に決定づけられているのである。滝村はどのように国民国家構成原理と人権論の関連を説明するだろうか。

第28章 思想・学説としての契約国家論

人権論はいうまでもなく広く「契約国家論」による直接の思想的・学説的影響の下に展開された。それは、すなわち、人々の契約的な社会的・国家的結合と構成の根本目的は、自然権「自然的諸権利」の維持・保持と実現にあるというものである。

契約国家論について滝村が強調するのは、それが純粹な学的国家論として構成されたものではないということである。そうではなくて、それは、理想的な国家・社会の設立を可能にする政治思想的理

念と原理の確立と提示をめざしたものであるというのが滝村の論断である。契約国家論は国家の学的理論としては、理論的・方法的にも大きな錯誤をかかえている。理論内容からみるならば、それは国家権力の実質的構成と現実的構成についてほとんど取り上げず、国家権力の思想的・観念的構成の問題に集中している。その実質的構成の軽視という点でいうと、ことに〈外政〉など〈外的国家構成〉問題の無視が目立つ。契約国家論はなべて、〈社会〉の原子論的な分解による純粹個人の「自然状態」から論理的に出発する。この自然状態において、原子的な諸個人は、その相互間において「戦争状態」ないし「戦争状態」勃発の必然性下におかれている。だが、ここでは、諸個人は原子的でバラバラな状態であるわけだから、「戦争状態」なるものは、総体としての〈社会〉相互間における敵対関係としての本来の〈戦争状態〉では全くない。したがって、契約国家論においては、〈国防（防衛）〉などの〈外政〉の必要が生じるのは、〈社会・国家〉が内的に構成されたあとのこととされる。そこで、〈国家〉の〈本質論的存立〉と本源的構成における〈外的国家〉構成の問題は、全く無視・捨象されるのである。

いうまでもなく、契約国家論においては、〈自然状態から社会状態〉への移行と転成、すなわち諸個人による〈社会的結合と国家的構成〉は、原子的個人相互間の「戦争状態」・対立や不利益状態から脱して、「自然権」の〈自己保存と自己防衛〉を実現するための、純粹個人の自由意志的な契約にもとづいた〈社会的結合と国家構成〉であった。したがって、契約国家論は、原子的個人による〈社会・国家〉の純粹な内的構成の原理的発想を提起しているのである。

また、学的方法論からみるならば、契約国家論という〈原子的個人〉という発想は全くの誤りである。なぜなら、生きた現実的な意味での人間は〈社会〉としての諸個人としてのみ存在する。それゆえ、国家は原子的個人ではなく、社会的諸個人の必要と必然にもとづいて歴史的に形成されたものである。いいかえればそれは、社会総体の必要と必然にもとづいて生み出された歴史的形物物であって、個

別の人間の参集と結合による人工的創設物ではない。

滝村はこう検討してきたって論断する。契約国家論は学的理論としてはどうして存立しえないほどの根本的錯誤と欠陥をもっていた。しかし、と滝村はいう。契約国家論は思想としては歴史的・現実的に巨大な意義を有したのである、と。その意義はとくに二点に収斂される。第一は、それが〈人権論〉を結晶させたことである。近代以前の、直接に共同体的存在であった個別的人間は、近代において、〈共同体から独立・分化した個人〉へと転成していくが、契約国家論の〈個人主義〉（個別的人間が自然権を有するという発想）はその世界的転成を思想的・観念的に先導した。また、個別的人間があつて初めて社会・国家が成立するという契約国家論の主張は、人権論の近代国家構成原理としての定着を決定づける思想的役割を果たしたのである。第二に、諸個人の社会的・国家的結合の基礎には、独立的諸個人相互の自由意志的な合意「契約」が必要不可欠であるとして、国家の民主的構成への道を論理的に必然化した点である。すなわち、自由権・平等権「という自然権」を有する市民が自らの自然権を確保するために〈法と国家〉を主体的に構成しなければならぬとしたことである。

第九篇 総括

本篇からは、国家権力の〈階級性〉の問題のみを取り上げたい。マルクス主義から出発した滝村の国家論が、どのような地平にたどりついたかを知るのに最適な論点だと思われるからである。

第32章 理論的総括1

第2節 国家権力の独自性と〈階級性〉

〈近代〉にいたって初めて、国家権力は経済的な支配階級をも含めた、すべての諸階級・階層「的権力」から原理的にも実体的な組

織・制度としても、完全に分離し独立化した形であらわれる。しかし、いうまでもなく、そのことは国家権力が「社会」自体から全く超然とし、完全に独立した存在へと転じてしまったことを意味するものではない。国家権力は「統一的社会」からのたえざる根本的な規定と要請をうけながら、自らを展開させていく。このことについては、「実質的構成」・「形式制度的構成」・「現実的構成」についての論述で具体的に明らかにされた。「階級性」の問題とは、法的規範としての国家意志に対する、統一的社會を構成する諸階級・階層的特殊利害の反映いかんの問題である。それは、経済的支配階級がそのまませりあがつて国家権力を直接支配し構成しているといった、単純な階級国家論ですむ問題ではない。近代においては、国家権力、諸階級・階層「権力」がそれぞれ原理的・実体的な組織・制度としても徹底的に分離・独立しているから、「階級・階層的特殊利害の反映」はきわめて媒介的な形態をとつて実現されざるをえないからである。したがって、国家権力の「階級性」の問題は、国家的諸活動を直接規定する法律としての国家意志に、どの階級の特種な意志・要求が、他との大きな比較においてどの程度反映されているかという点に集中的にあらわれる。ただし、この問題を具体的に取り上げるにあたっては、国家的支配と構成の実質であり、滝村の国家論の核心をなす「統治」・「行政」と、諸階級・階層の特種な意志を普遍的な国家意志へと転成させる「媒介のメカニズム」たる政治形態という二つのレヴェルと側面から理論的な考察がなされなければならないと滝村はいう。

まず、「議會制民主主義」の政治形態を前提として、「行政的」性格をもつた法律・政策としての国家意志に対する諸階級・階層の特種な意志の反映の仕方をみていく。その場合は、おもに経済・社会的な利害にもとづく諸階級・階層の意志は、その相互的な対立と抗争また妥協と協調をへて、結局のところ階級・階層としての総合的な力量、あるいは総合的な力関係のいかんによって法的規範としての国家意志のなかに反映されていく。もちろんこの力関係は、直接に

は諸産業・業種などに組織された諸階級・階層がその意のままに政治的代理人をどれだけ国会に送り出せるかという政治的組織化の力量いかんによって決せられる。そこで、結果としてはつねに時々諸産業・業種ごとに束ねられた、ブルジョア階級の階級的総意が大きく国家意志に反映される。したがって、「国家行政」は実質的に、経済的支配階級としてのブルジョアの諸層の実質的支配下におかれているといつてよい。

これに対して、外交・治安など「統治」意志決定の場合には事情は大きく異なる。そこでは、国家権力中枢による意志決定の独自性がむしろ一般的である。その独自性は「外交」とくに「政治外交」において際立つ。「政治外交」は国際世界における当該社会全体の維持と発展を目的とした「政治・軍事政策」としてあらわれるが、当該社会全体の地位と支配力の向上などといった、一般的で抽象的なまた長期的な性格の觀念的な「政治的利害」は、国民的諸階級・階層などにとつて、直接的な経済的利害のような切実さと明瞭さが欠如している。また、一般国民諸層のほとんど大部分は、「政治・軍事政策」に必要とされる高度に觀念的で全体的・統一的な視点と発想に通じていない。したがって、「政治外交」上の意志決定は、通常「政治外交」に関する経験的なノウ・ハウと情報を独占している政府と議會中枢の「統治」のプロ（官僚・政治家）にそっくり委任されることになる。同じ「外交」とはいっても、「経済外交」としての通商貿易政策の場合には、国民的諸層の特種な意志が政治的代理人をおして、かなり正確に経済的國家意志として束ねられるとは大変大きな違いがあるのである。

となると、「統治の「階級性」とはどのようなものであろうか。それは「国家行政」でみられる「階級的國家支配」とは大きく異なる。「統治」活動は、当該国民社会——ブルジョアの諸層が経済的に支配する階級社会——をそっくりそのまま国民國家として強力に組織し構成するという、まさにそのことによって、当該国民社会の「階級支配体制」を客観的な意味で維持させるという、媒介された「階

的・階級・支配)にある。また、私が初めて理論的に提起した(共同体即ち国家)とは、(共同体間政治)の(実存)形態以外ではなく、その本質は他共同体に対する(政治的支配(抑圧))、すなわち(政治的・共同体・支配)にある。

(国家)の本質を最も包括的かつ一般的に規定するとすれば、(国家とは社会の協同社会的な秩序維持のためのイデオロギー的な第三権力である)というに尽きる。(一〇九―一一〇頁)

これらの引用から理解できるように、初期の滝村は、(国家権力の本質は、第三権力による社会全体の政治的イデオロギー的な秩序維持にある)という内容の言明を、幾多の著書において繰り返し述べていた。滝村国家論といえは、第三権力論のことであるという印象を筆者も含めて多くの読者が抱いてきたのではないだろうか。しかし、本書は(政治とは……である)、(国家とは……である)といった定義から出発しない。本書全体の体系的叙述をとおして、(国家とは何か)を説明し、そうすることによって(政治とは何か)を明らかにしているのである。本書の「序論 政治とは何か、についての予備的考察」をみればわかるように、滝村はここでは「すべての(政治的)な諸概念には、(国家)の歴史的な形成が前提になっている。それは、歴史的・現実的な国家に即して、創りだされたものになすぎない。(国家)は(社会)全体の特殊な統一組織であり、それを直接指揮し主導する(国家権力)をふくめて、れっきとした組織的権力である」(上三八頁)、「(権力)現象は、(規範)を軸として展開されている。(規範)としての意志の観念的な対象化において、この(社会全体)つまり(統一社会的)、という契機を内的にくり込んだとき、(権力)現象は、(国家権力)を軸とした(政治的)権力現象、簡単には(政治現象)へ転化する」(上四八頁)といっている。この「序論」はまさに「総説 権力とは何か?」「権力論」、「本論 国家とは何か?」「一般的国家論」への導入部分としての「予備的考察」でしかない。(政治)(国家)の概念はまさに「総説」、「本論」を通じて説明されていくのである。したがって、(第三権力)の問

題は、「本論」の「第32章理論的総括1」で論及される。まさに国家の理論的説明があらたなされた後、この「形式的に見るかぎり、超然たる第三者的な政治権力」たる第三権力について説明がなされるのである。「国家論大綱」の体系的展開のなかにあつて、形式的な規定である第三権力論の位置はここでもしかなかったわけである。国家Ⅱ第三権力論は本書全体によって止揚されている。

注

- (1) ヘーゲル／金子武蔵訳『精神の現象学』(岩波書店、一九七一年)一九頁。
- (2) 前掲『精神の現象学』二三頁。
- (3) 青山文久「ロレンツ・シュタインの(行政)概念」(京浜歴史科学研究会編『近代京浜社会の形成』(岩田書院、二〇〇四年二月)所収)。
- (4) ハンス・ケルゼン「純粹法学とは何か」(鶴飼信成・長尾龍一編『ハンス・ケルゼン』(東京大学出版会、一九七四年)所収)二三七頁。
- (5) ゲオルク・イェリネク／芦部信喜・阿部照哉他訳『一般国家学』(学陽書房、一九七四年)九頁。
- (6) 前掲『一般国家学』一二四頁。